

第 3 次

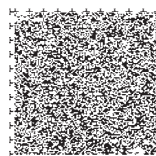
小郡市地域福祉計画・ 小郡市地域福祉活動計画

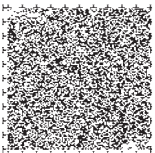
だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで、
幸せを実感できるまち おごおり



令和7年3月

小 郡 市
小郡市社会福祉協議会





ごあいさつ

近年、高齢化の進行や人口減少による社会構造が大きく変化し、価値観や生活形態の多様化も見られ、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化しています。また、地域とのつながりの希薄化やひきこもりのほか、8050問題、ヤングケアラー等の新たな問題も注目され、地域福祉を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、わが国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す取組が進められています。



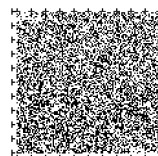
本市においては、令和2年に「小郡市地域福祉計画」と「小郡市地域福祉活動計画」を一体的に策定した「第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」に基づき、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るまちを目指して、市民参画のもとに「支え合う」地域づくりを進めてきました。この計画期間終了に伴い、新たに「第3次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画策定にあたっては、各種基礎調査や福祉座談会などを通し、広く市民の皆様のご意見を頂きながら市民参加型により進めてまいりました。この計画をもとに、「地域共生社会」の実現を目指して、市民の皆様と共に地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「小郡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関する市民意識調査や福祉座談会を通して、ご意見やご協力をいただきました関係機関や市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

小郡市長 加地 良光



ごあいさつ

小郡市社会福祉協議会は、小郡市の地域福祉を推進するために令和2年に第2次地域福祉活動計画を小郡市地域福祉計画と一体的に策定し、さらなる「地域福祉の推進」、「地域課題の解決」を目指し、地域福祉活動計画を今回、第3次として2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とし策定しました。これまでの取組みで「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民相互のささえあいによる地域福祉活動の支援・拡充を行い、地域住民の皆様とともに地域課題の解決に努めてまいりましたが、その一方で、超高齢社会、8050（7040）問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮等の地域課題が複合化しています。



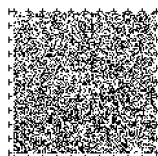
このような複合化した地域課題の解決に向けて、小郡市社会福祉協議会では、地域住民、行政、関係機関、各専門職、企業等がそれぞれの立場や制度を超えて分野横断的に連携・協働して地域福祉の充実を図ってまいります。

そして、地域住民の皆様が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくことができますよう、本計画の基本理念でもあります『だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで、幸せを実感できるまち おごおり』を実現するために、様々な課題に取り組んでいきたいと思えます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご協力いただきました策定委員の皆様をはじめ、各種調査や福祉座談会にご協力いただきました地域住民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も地域福祉の推進につきましてご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

小郡市社会福祉協議会 会長 森 勝則



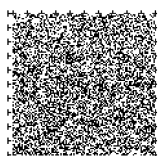
目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 基本的な考え方	3
(1) 計画のとらえ方	3
(2) 小都市における地域福祉のとらえ方	4
(3) 法的根拠	5
3 計画の位置づけ	9
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制と方法	10

第2章 地域福祉を取りまく現状と課題

1 福祉を取りまく社会動向	12
(1) 少子高齢化の進行	12
(2) 高齢者を支えるまちづくり	13
(3) 新たな障がい者施策への対応	13
(4) こどもまんなか社会の実現	14
(5) 災害に備えた体制づくり	14
(6) 地域共生社会の実現	14
2 小都市の現状	15
(1) 年齢3区分別人口構成の推移	15
(2) 世帯構成の推移	16
(3) 要介護（支援）認定者数の状況	18
(4) 就園の状況	19
(5) 障害者手帳所持者の状況	19
(6) 生活保護世帯の状況	20
(7) 民生委員・児童委員の状況	20
3 各種調査結果の概要	21
(1) 地域福祉に関する市民意識調査	21
(2) 分野別ヒアリング調査（区長、民生委員・児童委員、主任児童委員）	29
(3) 福祉座談会	37



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	42
2 基本目標	43
(1) いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり	43
(2) みんなで地域を支える仕組みづくり	43
(3) 安全・安心に暮らせる仕組みづくり	43
3 重点的な取組	44
(1) 困りごとに対し包括的に支援する体制の推進	44
(2) 地域での福祉活動の担い手づくりの推進	45
(3) 地域全体での見守り活動の推進	45
4 施策の体系	46

第4章 施策の展開

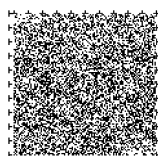
1 いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり	50
2 みんなで地域を支える仕組みづくり	56
3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり	68
4 再犯防止の推進【小郡市地方再犯防止推進計画】	74

第5章 計画の推進に向けて

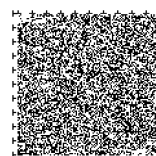
1 協働による計画の推進	78
2 市・社会福祉協議会による計画の推進	78
3 福祉や介護のサービス事業者による計画の推進	78
4 市民による計画の推進	79
5 計画の進行管理	79

資料編

1 小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則	82
2 小郡市地域福祉計画策定委員会委員名簿	84
3 計画策定の経緯	85
4 用語解説	86



第 1 章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

現在、国においては一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化など社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱くなっている状況にあります。

その一方で、人口減少・少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらにはひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、生活が困窮している世帯の増加、自殺、8050問題やヤングケアラー、ダブルケアラーなど、これまでの制度や各分野における相談・支援体制では十分に対応できない課題が増え続けており、地域福祉に求められる役割は大きくなっています。

また、近年は全国的に大規模な自然災害が多発しており、小郡市においても豪雨による被害が発生していることから、災害時における要支援者の支援体制の構築が求められています。

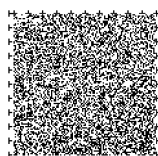
こうした地域の様々な福祉課題に対応していくため、地域福祉に関する取組が重要になっています。その推進のためには、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、主体的な支え合いにより、暮らしと生きがいとともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められます。

小郡市では、平成27年3月に「小郡市地域福祉計画」を策定し、平成28年3月には「小郡市地域福祉活動計画」を策定、地域における人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みづくりを目指してきました。

令和2年3月には、「第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」として2つの計画を一体的に策定し、前計画の考え方を引き継ぎながら地域福祉を推進してきました。

このたび、令和6年度末に現計画の計画期間が満了することから、多様化・複雑化する地域福祉を取り巻く情勢の変化を踏まえて、市民をはじめ地域の多様な人・団体・機関が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、小郡市における地域福祉を推進していくための指針とします。

また、誰一人取り残さない包括的な社会の実現に向けて、犯罪者の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように社会復帰を支援し、犯罪者の再犯を防止することが必要です。本計画の第4章の一部を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本計画に含むものとします。



2 基本的な考え方

(1) 計画のとらえ方

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、小郡市における「地域での助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる「ともに生きる地域社会づくり（地域共生社会）」を目指すための「理念」と「仕組み」を示します。

■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする、民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で、地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取組を展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、小郡市と小郡市社会福祉協議会を中心として、地域住民や民生委員・児童委員、自治会（区）やボランティア団体、さらにNPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関、団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方を明確にした、より実効性のある活動が可能となります。

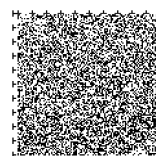
このような考え方にに基づき、小郡市及び小郡市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

■再犯防止推進計画の内包

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画であり、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画です。

犯罪を繰り返す人には、様々な背景があり、福祉的な問題を抱えている人もいます。そのような方が社会復帰して地域で生活していくためには、支援を必要とするケースもあります。

そこで、本市では誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現に向け、再犯防止推進計画を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に内包する形で策定します。



(2) 小郡市における地域福祉のとりえ方

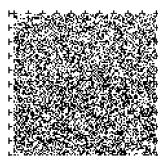
■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

本計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉の取組と、そのための支え合いの仕組みづくりなどを中心に示していきます。そして、そのような取組を実現していくためには、市民一人ひとりの役割や、隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割に応じて行動していくことが重要です。

このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

＜地域福祉の向上に向けた4つの助け＞

自助	個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分でする)
互助	身近な人間関係の中での組織化を前提としないお互い様の気持ちによる自発的な支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織的に、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)



(3) 法的根拠

社会福祉法（抜粋）**第1条（目的）**

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文の中ではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

第4条（地域福祉の推進）

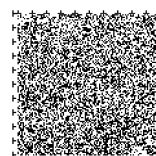
地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。



■地域福祉計画

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

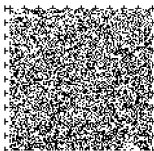
■包括的な支援体制の整備

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。



■重層的支援体制整備事業

第106条の4（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

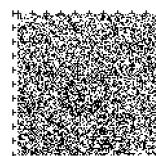
ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業



六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

市町村は、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援体制、地域住民等による地域福祉推進のために必要な環境を整備する「重層的支援体制整備事業」を行うことができるものと定められました。

■社会福祉協議会

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

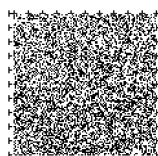
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

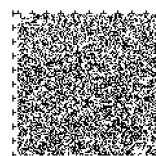
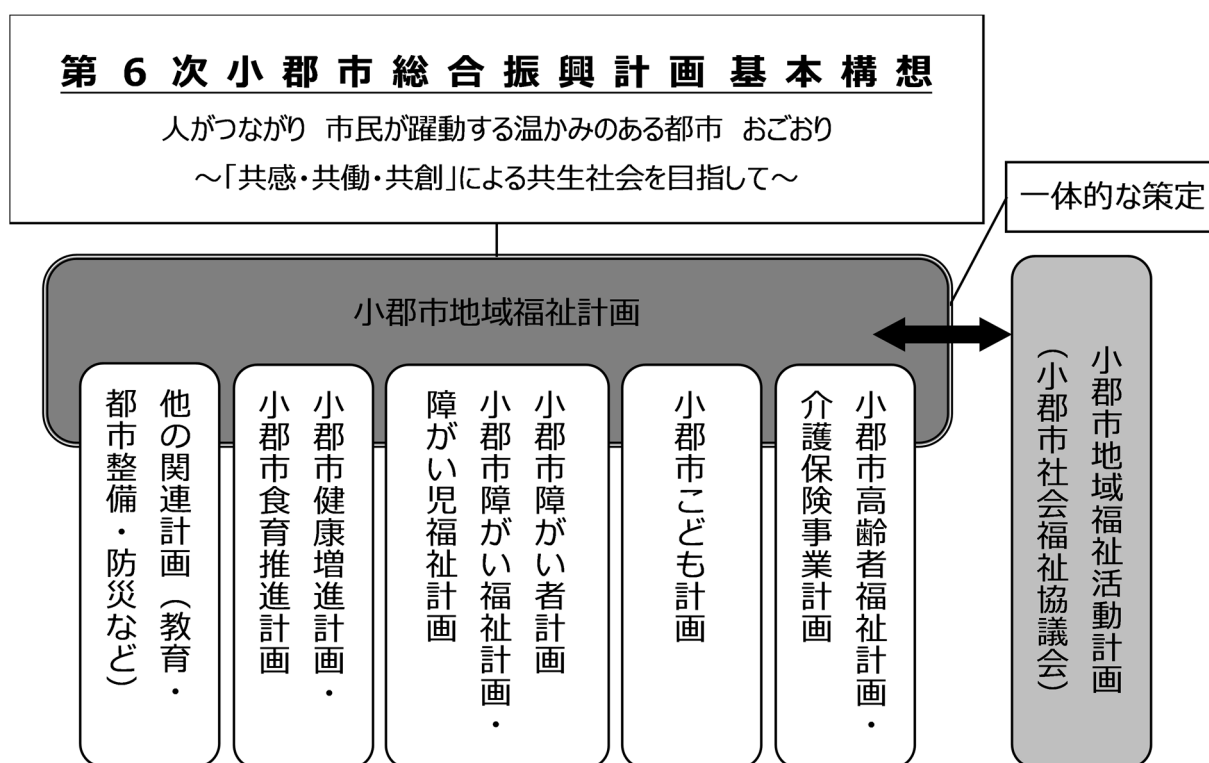


3 計画の位置づけ

「小郡市地域福祉計画」は、第6次小郡市総合振興計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定しています。また、「小郡市地域福祉計画」は、既存の各分野の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての市民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

「小郡市地域福祉活動計画」は、市民や地域の様々な関係者などの協働により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する活動を行っていくための活動・行動計画です。

＜小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画の位置づけ＞



4 計画の期間

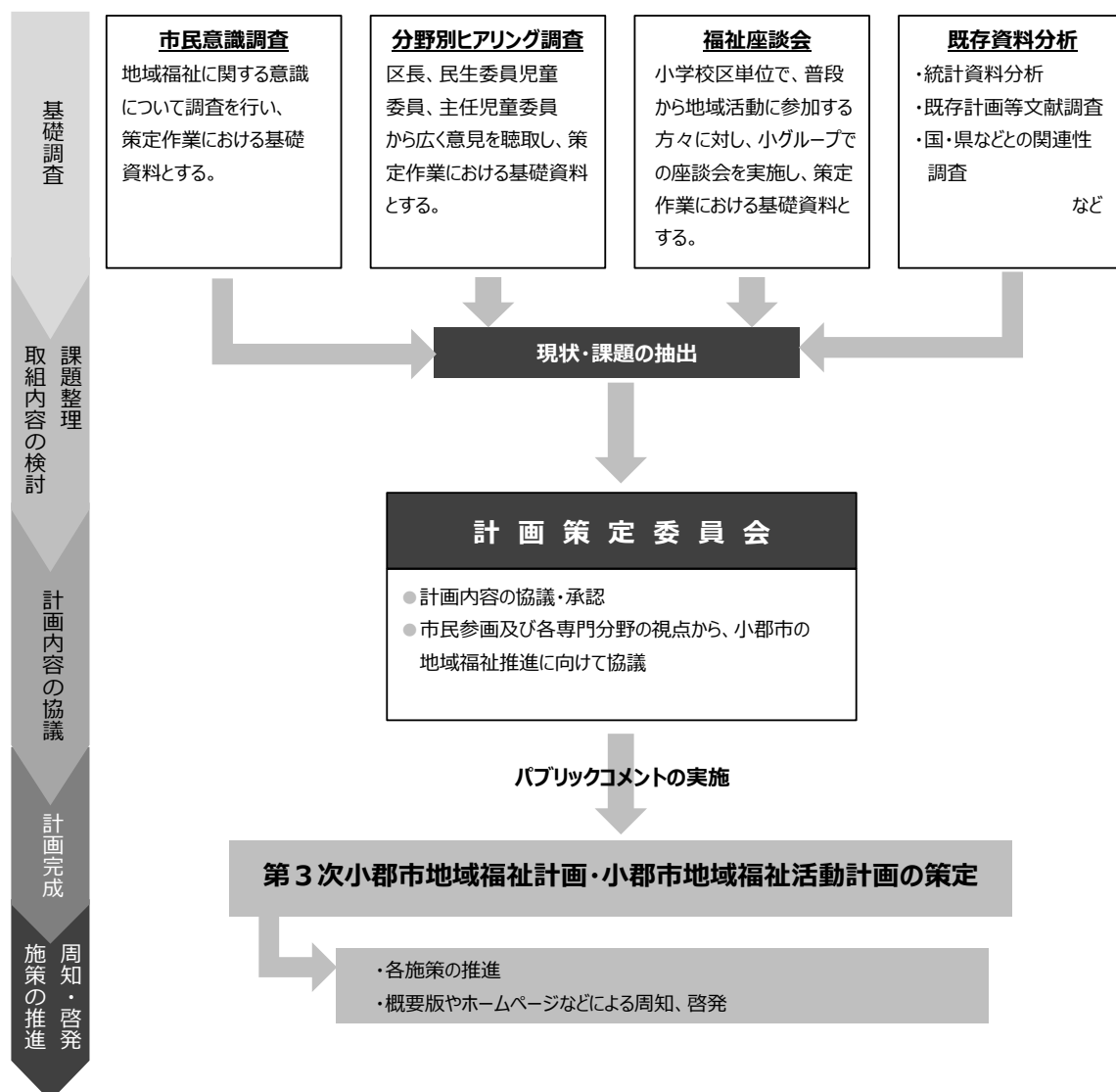
「第3次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

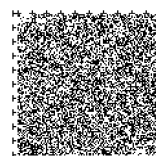
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2次 小郡市地域福祉計画 小郡市地域福祉活動計画					第3次 小郡市地域福祉計画 小郡市地域福祉活動計画				

5 計画の策定体制と方法

「第3次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」の策定にあたっては、策定過程そのものが地域福祉の推進につながるよう、市民も参画できる機会を設けました。



第2章 地域福祉を取りまく現状と課題



1 福祉を取りまく社会動向

(1) 少子高齢化の進行

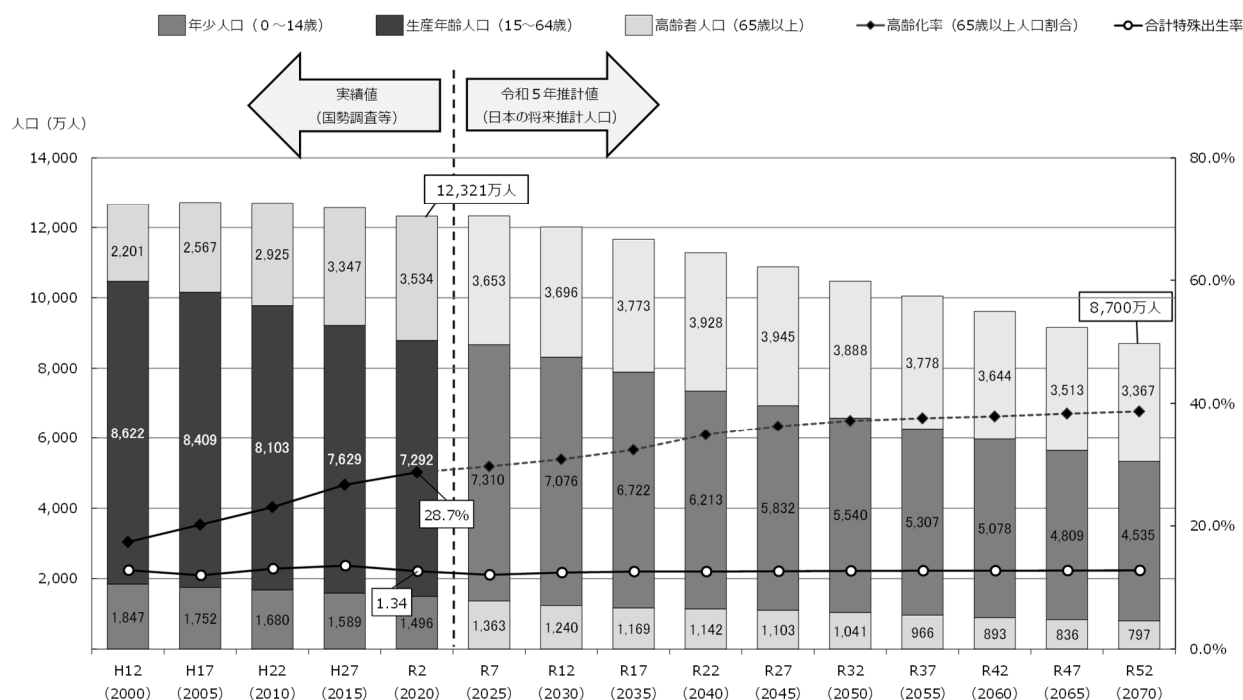
日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年(令和52年)には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

また、団塊の世代が全て75歳となる2025年(令和7年)には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年(令和22年)には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。

一方で、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は、2020年(令和2年)には1.34となっており、将来の14歳以下の人口構成比は減少が見込まれています。

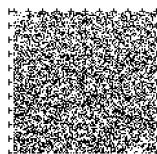
このように日本における少子高齢化の動きは継続しており、今後も、人口の推移や人口構造の変化を注視していく必要があります。

<日本の人口の推移>



資料：(実績)人口 国勢調査、合計特殊出生率 人口動態統計
(推計値) 国立社会保障・人口問題研究所

※厚生労働省資料を一部加工



（２）高齢者を支えるまちづくり

介護保険制度においては、将来的な高齢化の進行を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくための取組が進められてきました。

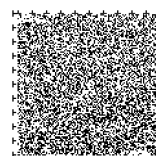
今後は地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることも踏まえ、地域住民や地縁をはじめとする多様な団体、医療機関、介護や福祉サービス事業所、企業、関係機関などとの制度・分野の枠を超えたつながりにより、高齢者やその家族の問題を自分ごととして地域ぐるみで支えるまちづくりをより一層進める必要があります。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が令和6年1月に施行され、国では同法に基づき「認知症施策推進基本計画」が令和6年12月に策定されました。認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく必要があります。

（３）新たな障がい者施策への対応

平成30年、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築が義務付けられました。また、令和3年には、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の施行、令和4年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、精神保健福祉法の改正など、新たな障害者支援施策を盛り込んだ法の施行・改正が進められています。

障がいがあっても、またその家族も、地域で育ち、住み慣れた地域で自立し、安心して、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指し、進める必要があります。



（４）こどもまんなか社会の実現

国では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を掲げました。

その推進のため、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月22日には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める我が国初の「こども大綱」が閣議決定されています。

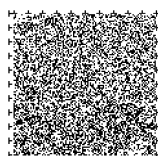
（５）災害に備えた体制づくり

近年、全国で自然災害により甚大な被害が多発しており、市民の中でも災害に対して人ごとではないという意識が高まっています。自然災害からの安全・安心を得るためには、住民同士の相互の協力が非常に大切であり、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、社会のさまざまな主体の連携が重要になってきます。

市民の災害に対する意識の高まりを受けつつ、災害に備えた地域での体制づくりが求められています。

（６）地域共生社会の実現

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。



2 小郡市の現状

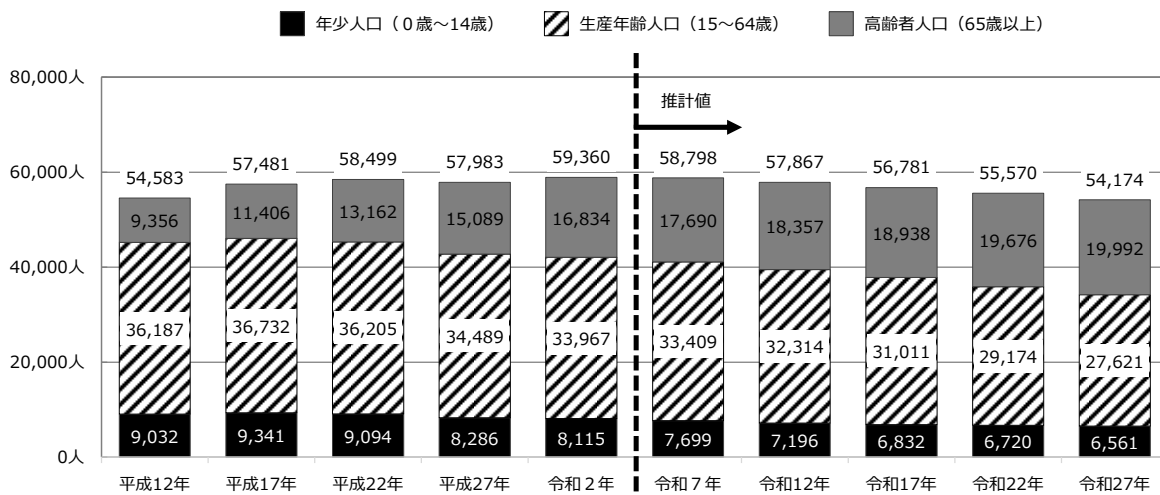
(1) 年齢3区分別人口構成の推移

国勢調査での小郡市の人口の推移をみると、平成12年の54,583人から平成22年には58,499人まで増加し、平成27年には57,983人と減少に転じましたが、令和2年には59,360人と再び増加しています。平成12年から令和2年までの20年間で人口は4,777人増加しています。

年少人口（0～14歳）は、平成12年の9,032人から平成17年には9,341人と309人増加しましたが、以降は減少を続け、令和2年には8,115人となり、20年間で917人減少しています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年から平成17年にかけて545人増加しましたが、以降は減少を続け、令和2年には33,967人となり、20年間で2,220人減少しています。高齢者人口（65歳以上）は、平成12年の9,356人から令和2年には16,834人と一貫して増加傾向にあり、20年間で7,478人増加しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、令和12年には高齢者人口が18,357人まで増加すると見込まれており、加速する少子高齢化に対応できる地域福祉の推進がこれからも求められます。

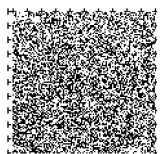
＜年齢3区分別人口構成の推移（実績及び推計値）＞



※（実績）国勢調査の合計値は、年齢「不詳」を含む

資料：（実績）国勢調査

（推計値）国立社会保障・人口問題研究所



(2) 世帯構成の推移

小郡市の一般世帯総数は増加傾向にあり、平成12年の17,232世帯から令和2年には22,661世帯となり、20年間で5,429世帯増加しました。

核家族世帯は、平成12年の11,614世帯から令和2年には14,632世帯となり、20年間で3,018世帯増加しましたが、一般世帯総数に対する割合は微減傾向にあります。

一方、親族世帯も同様に世帯数は増加しているものの、一般世帯総数に対する割合は平成12年の83.6%から令和2年には72.8%と10.8ポイント減少しています。このことは親族世帯のうち、核家族世帯を除くその他の親族世帯（孫・子・親からなる3世代世帯が多くを占める）の割合が減少したことを意味します。

単独世帯については、平成12年の2,786世帯から令和2年には6,019世帯となり、20年間で3,233世帯増加しています。一般世帯総数に対する割合をみても、平成12年に16.2%であったものが、令和2年は26.6%と10.4ポイント増加しています。

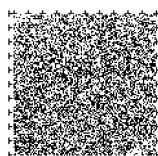
<世帯構成の推移>

(単位：世帯)

世帯の構成										
	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
			核家族世帯				その他の親族世帯			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成12年	17,232	14,400 83.6%	11,614 67.4%	3,358	6,847	178	1,231	2,786	46	2,786 16.2%
平成17年	18,773	15,452 82.3%	12,740 67.9%	3,804	7,181	218	1,537	2,712	66	3,255 17.3%
平成22年	19,967	16,046 80.4%	13,528 67.8%	4,198	7,405	249	1,676	2,518	104	3,815 19.1%
平成27年	20,909	16,114 77.1%	13,873 66.3%	4,536	7,332	260	1,745	2,241	97	4,692 22.4%
令和2年	22,661	16,496 72.8%	14,632 64.6%	5,068	7,279	296	1,989	1,864	119	6,019 26.6%

※平成22年、平成27年、令和2年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

資料：国勢調査



高齢者がいる世帯に注目すると、一貫して増加傾向にあり、平成12年の5,919世帯から令和2年には10,063世帯となり、20年で4,144世帯増加しています。

また、一般世帯総数に対する割合も平成12年には34.3%であったものが、令和2年には44.4%となり、こちらも20年で10.1ポイント増加しています。ひとり暮らし世帯数及び高齢者夫婦世帯数も、平成12年から令和2年までの20年でともに2倍以上増加しています。

小郡市では、高齢者のみの世帯がこれからも増え続けることが想定されるため、地域においてお互いに支え合う仕組みづくりがより一層重要になってきます。

<高齢者世帯の推移>

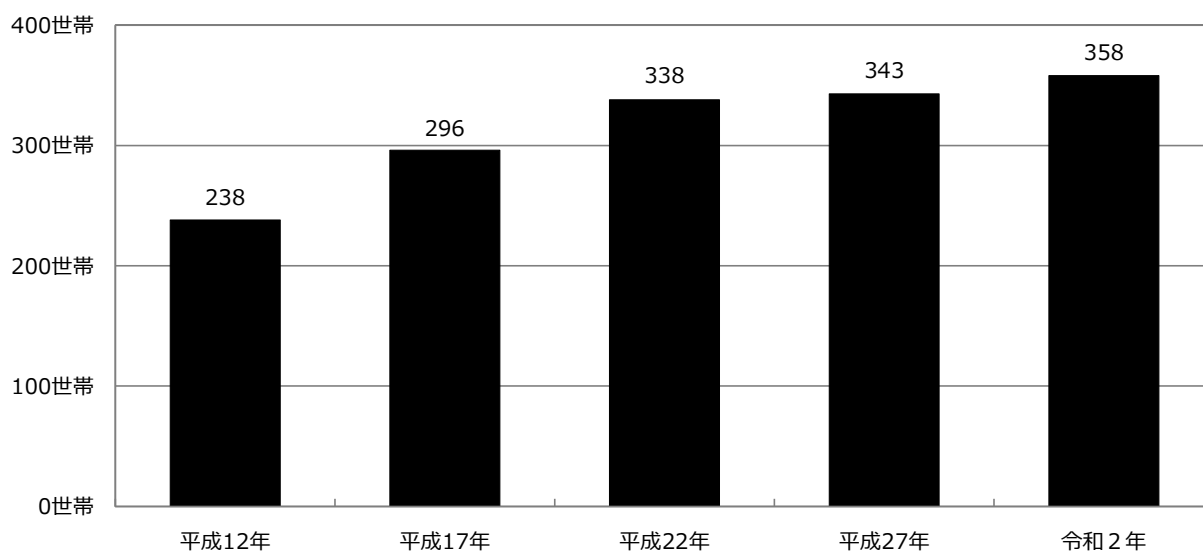
(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	17,232	18,773	19,967	20,909	22,661
65歳以上の高齢者のいる世帯	5,919	7,024	8,138	9,226	10,063
構成比	34.3%	37.4%	40.8%	44.1%	44.4%
ひとり暮らしの世帯	828	1,168	1,547	1,962	2,361
構成比	14.0%	16.6%	19.0%	21.3%	23.5%
高齢者夫婦世帯	1,575	1,956	2,387	2,815	3,245
構成比	26.6%	27.8%	29.3%	30.5%	32.2%
その他の世帯	3,516	3,900	4,204	4,449	4,457
構成比	59.4%	55.5%	51.7%	48.2%	44.3%

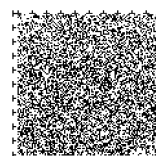
資料：国勢調査

ひとり親世帯（未婚、死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）の推移についてみると、増加傾向にあり、平成12年に238世帯であったものが、令和2年には358世帯となっています。

<ひとり親世帯の推移>



資料：国勢調査

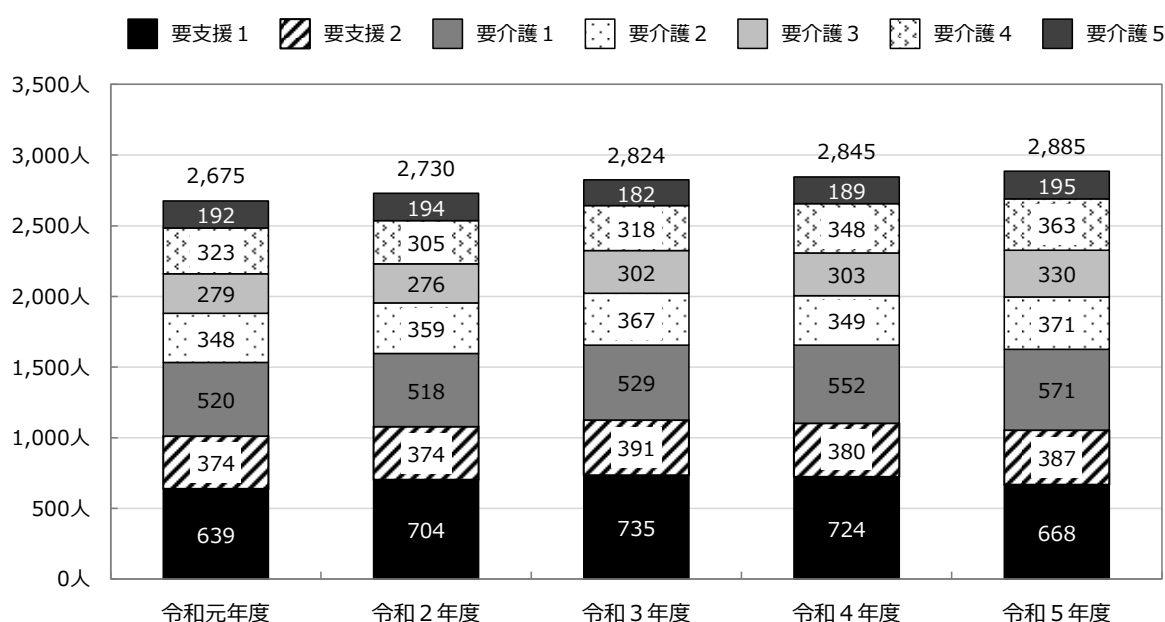


（３）要介護（支援）認定者数の状況

介護保険制度による要介護（支援）の認定者の総数は、令和元年度の2,675人から令和5年度には2,885人となり、高齢者人口の増加にともなって増加傾向にあります。

その内訳をみると、令和元年度で軽度者（要支援1、2及び要介護1）が1,533人（57.3%）、中度者（要介護2、3）が627人（23.4%）、重度者（要介護4、5）が515人（19.3%）であったものが、令和5年度には軽度者が1,626人（56.4%）、中度者が701人（24.3%）、重度者が558人（19.3%）となり、人数は増加しているものの認定者数の総数に占める割合としては大きな変化はみられません。

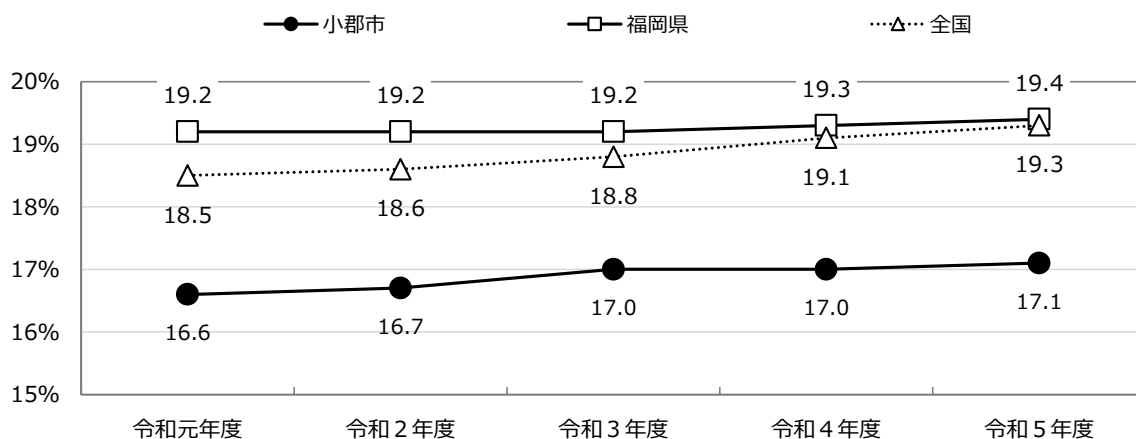
<要介護（支援）認定者数の推移>



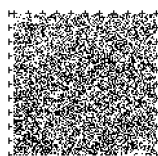
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月時点）

要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）は、増加傾向にあるものの、全国・福岡県と比較すると、低水準で推移しています。

<要介護（支援）認定率の推移>



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月時点）



（４）就園の状況

保育所（園）の利用児童数をみると、0歳児、3～5歳児は令和元年度から令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度には減少しています。1・2歳児では、令和元年度から令和5年度にかけ概ね増加傾向にあります。

幼稚園の利用児童数については、令和元年度から令和5年度にかけて一貫して減少しています。

＜認可保育所（園）・幼稚園の児童数の推移＞

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認可保育所（園）	3～5歳児	742	827	884	924	898
	1・2歳児	463	470	461	499	513
	0歳児	59	57	68	86	78
幼稚園		839	704	662	607	539

資料：保育所・幼稚園課（各年4月1日現在）

（５）障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者数をみると、令和2年度以降増減を繰り返し、令和元年度と令和5年度との比較では23人の減少となっています。

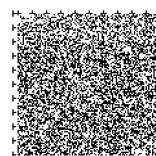
療育手帳の所持者数をみると、令和2年度以降一貫して増加しており、令和元年度から令和5年度にかけて87人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、令和2年度から令和3年度にかけて一旦減少したものの、その後増加に転じ、令和元年度との比較では200人増加しています。

＜各障害者手帳等所持者数の推移＞

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数（総数）		2,033	2,092	2,046	2,053	2,010
障 が い 種 別	視覚障がい	134	137	130	141	142
	聴覚・平衡機能障がい	218	220	227	221	212
	音声・言語・そしゃく機能障がい	27	26	22	30	29
	肢体不自由	1,057	1,053	1,008	992	944
	内部障がい	594	653	656	666	680
運動機能		3	3	3	3	3
療育手帳所持者数（総数）		459	487	507	510	546
精神障害者保健福祉手帳所持者数（総数）		397	488	458	554	597

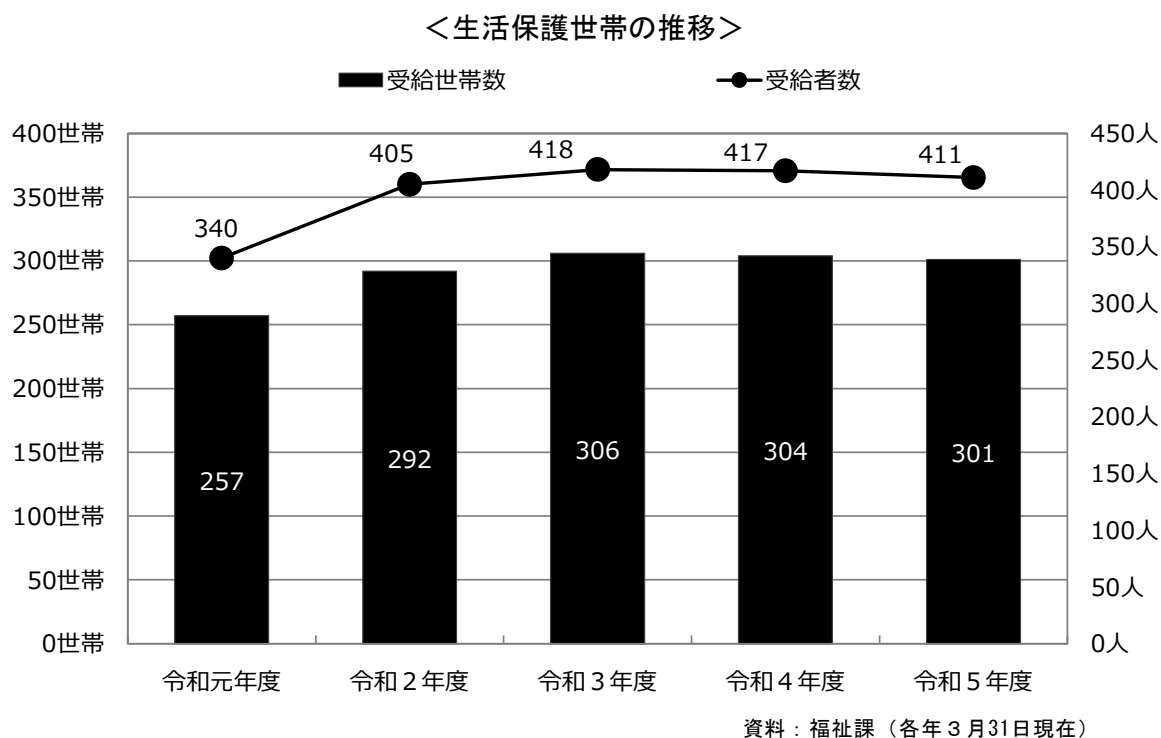
資料：福祉課（各年4月1日現在）



（６）生活保護世帯の状況

生活保護受給者数をみると、令和元年の340人から令和2年には405人と大きく増加しました。令和3年には418人まで増加しましたが、その後410人台で横ばいの状況です。

受給世帯数をみると、令和元年には257世帯でしたが、令和5年には301世帯と44世帯の増加となっています。



（７）民生委員・児童委員の状況

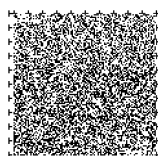
民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。また、児童福祉問題を主として担当する主任児童委員がいます。

主な職務は以下の通りです。

- 地域を見守り、地域住民の立場にたって相談に応じる、「地域の身近な相談相手」
- 子どもや子育てに関することを主として担当する児童委員が主任児童委員

	民生委員・児童委員	主任児童委員	全体
定数	90人	14人	104人
現員数	81人	12人	93人
充足率	90%	86%	89%

（定数：令和4年12月1日一斉改選時点、現員数・充足率：令和6年10月1日現在）



3 各種調査結果の概要

(1) 地域福祉に関する市民意識調査

市内にお住まいの方々の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、市民の方々のご意見やご提言を広くお聞きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

● 調査の実施概要

- ・調査地域：小郡市全域
- ・調査対象者：小郡市在住の20歳以上2,000名を無作為抽出
- ・調査期間：令和5年12月11日（月）～12月29日（金）
- ・調査方法：郵送による配布・回収

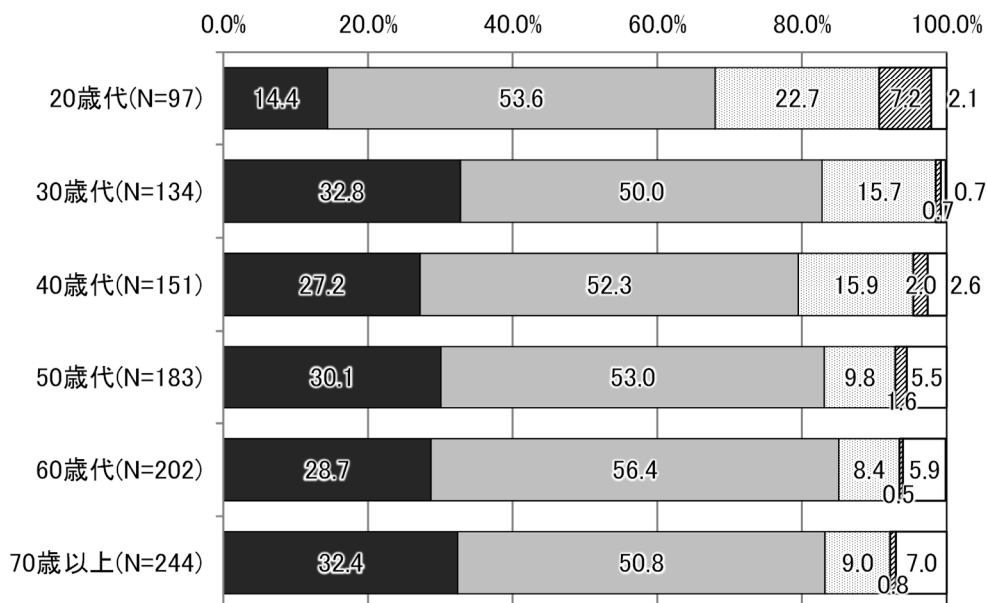
配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000	1,033	1,033	51.7%

福祉について

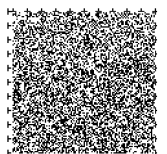
問：あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。

<単数回答>

- ☒ とても関心がある
 ☒ やや関心がある
☒ あまり関心がない
 ☒ まったく関心がない
☐ 無回答

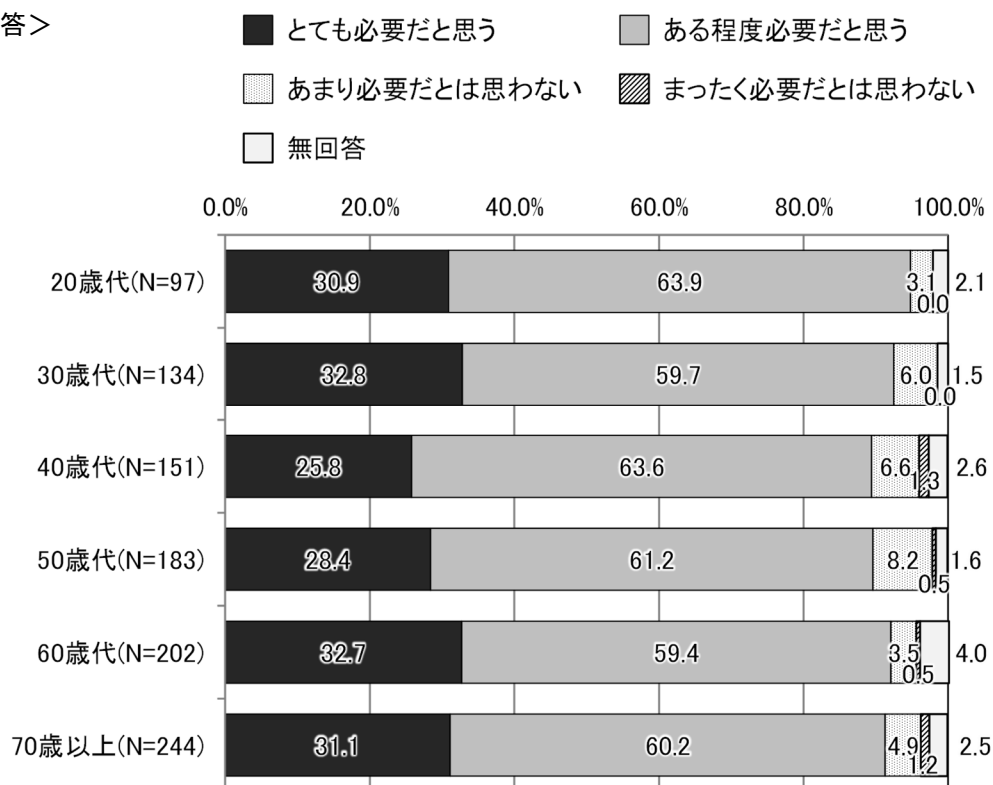


福祉への関心度について、年齢が若いほど福祉に関心のある人の割合が低くなる傾向にありますが、いずれの年代においても過半数が『関心がある』と答えています。

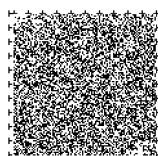


問：あなたは、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか。

<単数回答>



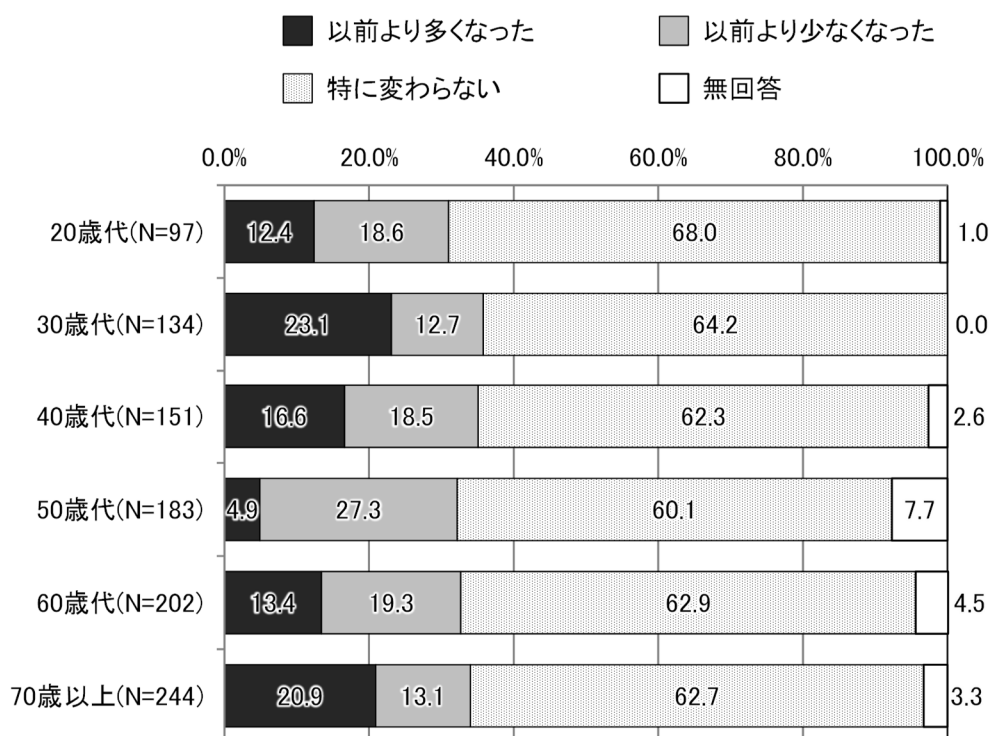
自主的な支え合いの必要性に関する問では、いずれの年齢においても「ある程度必要だと思う」の割合が最も高くなっています。



地域での生活について

問：あなたは日々の暮らしのなかで、地域の人と会話をしたり、子どもに声をかけたりすることが多くなったと思いますか。

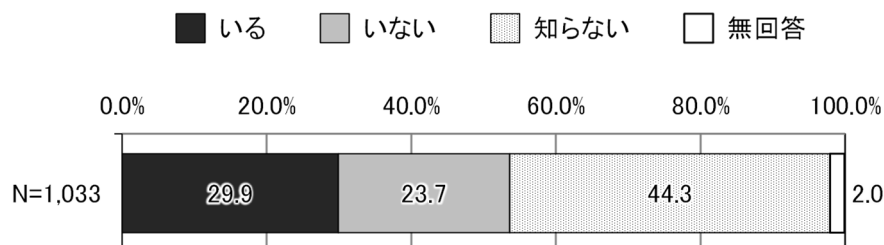
<単数回答>



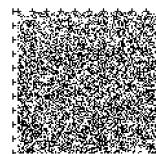
地域の人との交流の機会について年齢別にみると、50歳代では「以前より多くなった」の割合が他の年齢と比較して低く、「以前より少なくなった」の割合が高くなっています。

問：ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいますか。

<単数回答>

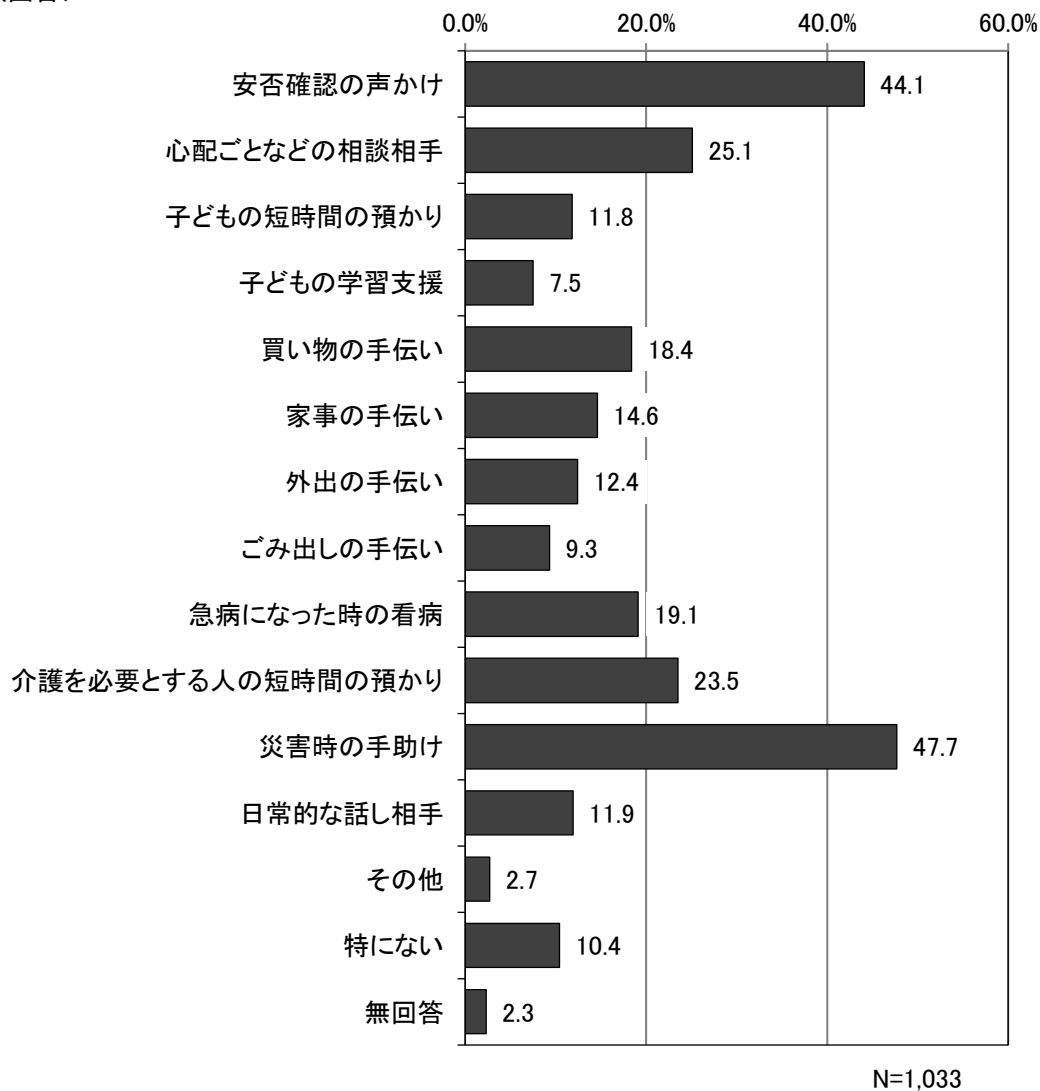


「知らない」の割合が44.3%で最も高くなっています。次いで「いる」が29.9%、「いない」が23.7%となっています。

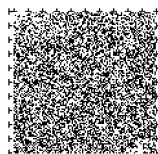


問：あなたやご家族に助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいと思いますか。

<複数回答>



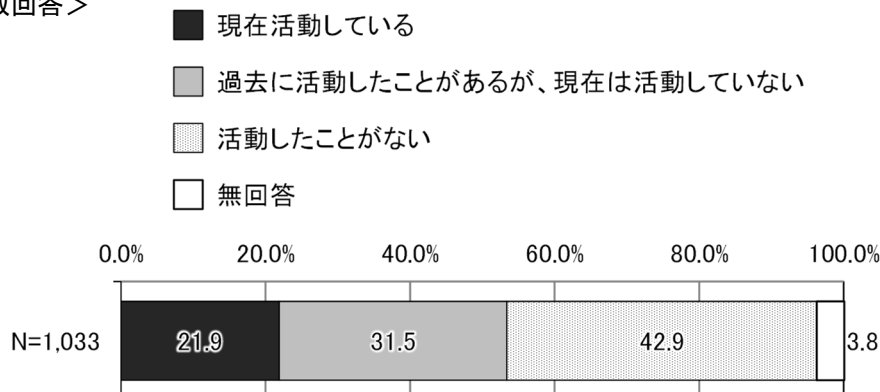
「災害時の手助け」が47.7%を占めています。次いで「安否確認の声かけ」が44.1%、「心配ごとなどの相談相手」が25.1%が続いています。



地域活動やボランティア活動について

問：あなたは現在、自治会（行政区）や子ども会、老人クラブの活動など、地域活動をしていますか。

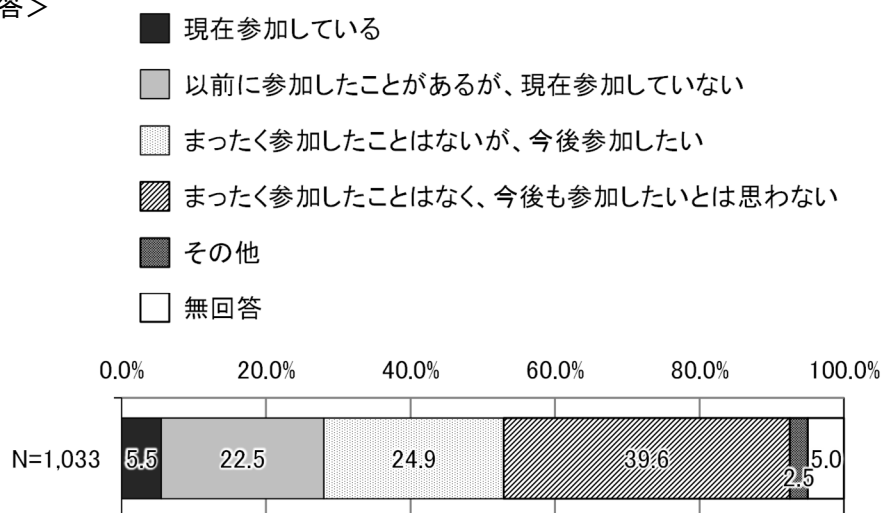
<単数回答>



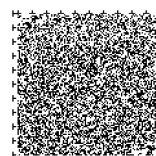
「活動したことがない」が42.9%で最も高くなっています。次いで「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」が31.5%、「現在活動している」が21.9%が続いています。

問：あなたは、前述のような地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。

<単数回答>



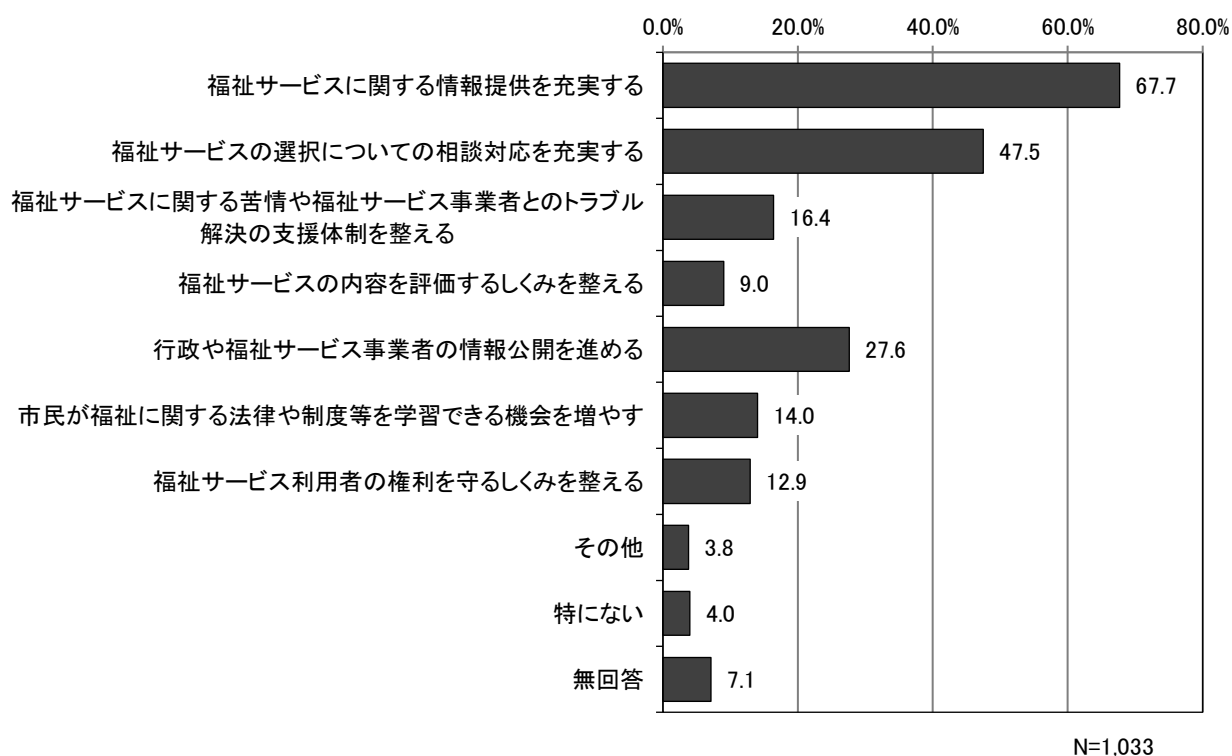
「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が39.6%で最も高く、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が24.9%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が22.5%が続いています。



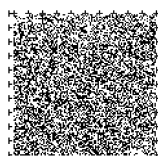
福祉サービスについて

問：福祉サービス利用者が、自分に最適な「福祉サービス」を選び、安心して利用するために、市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

<複数回答>

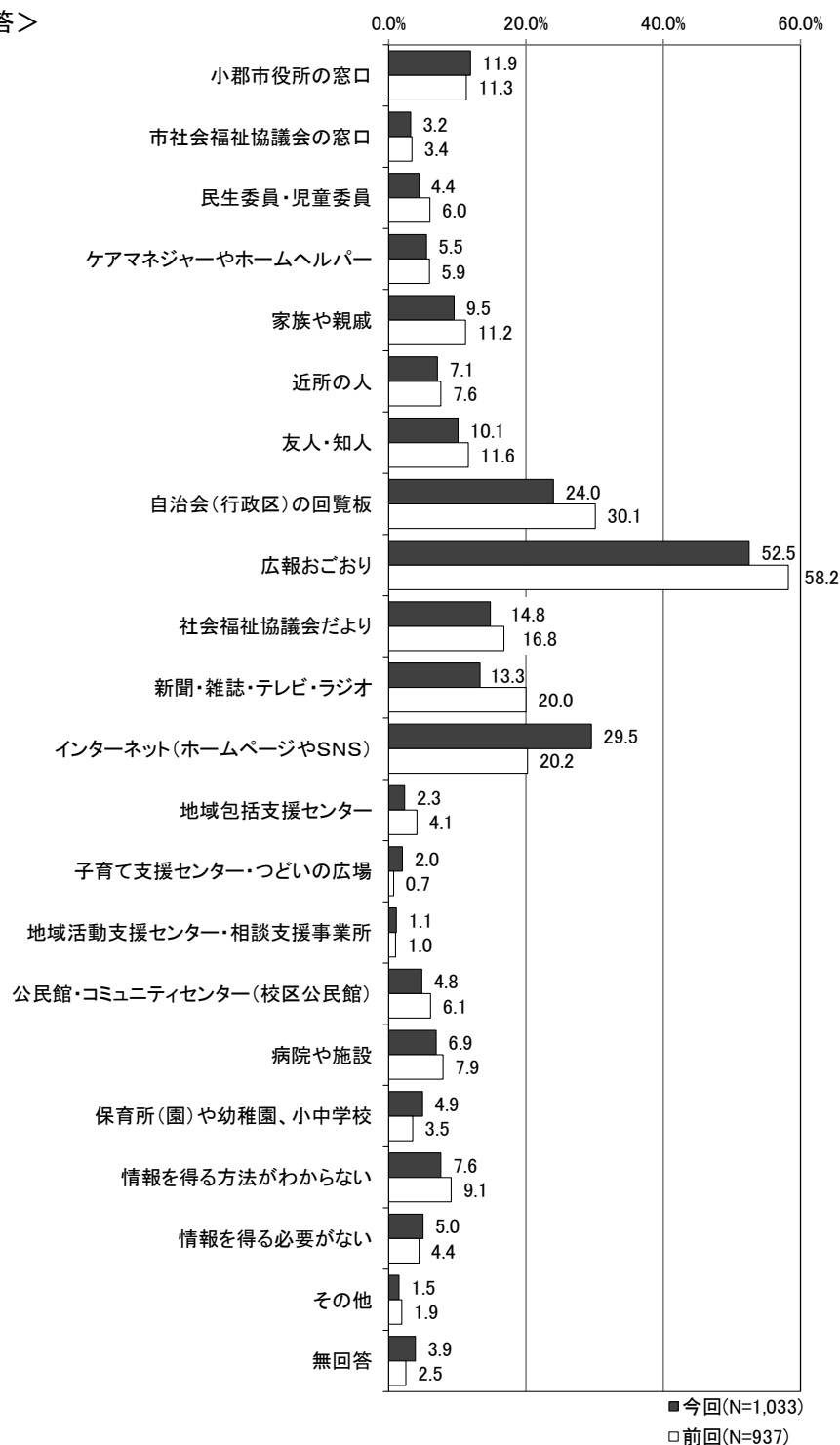


福祉サービスを安心して利用しやすくするために、市が取り組むべきことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が67.7%で最も多くを占めています。以下、「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が47.5%で続いています。



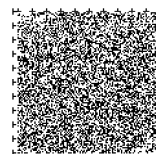
問：あなたは、現在「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか。

<複数回答>



福祉サービス情報の入手先については、「広報おごおり」が52.5%と過半数を占めています。次いで「インターネット（ホームページやSNS）」が29.5%、「自治会（行政区）の回覧板」が24.0%で続いています。

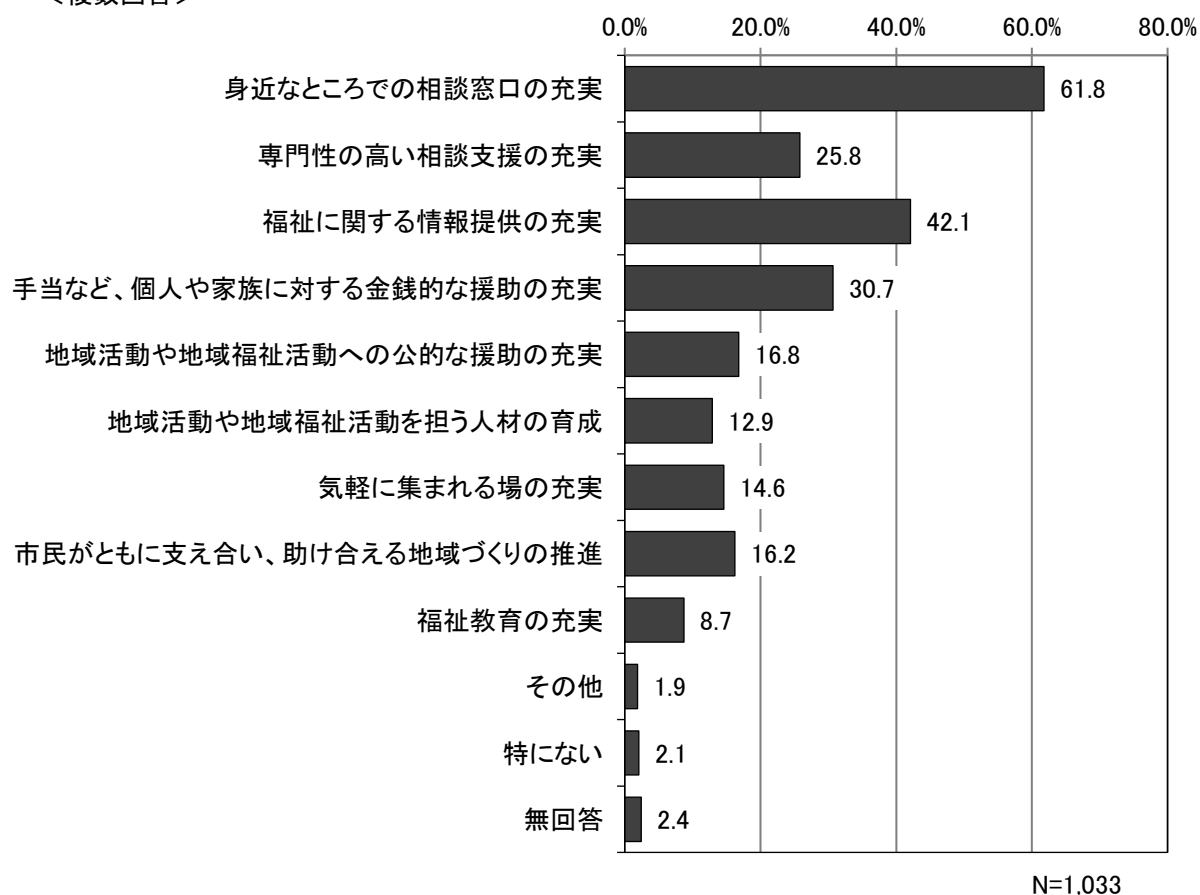
前回に比べ「インターネット（ホームページやSNS）」が増えて、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が減っています。



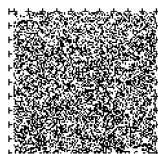
これからの福祉のあり方について

問：市民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。

<複数回答>



「身近なところでの相談窓口の充実」が61.8%と最も高い割合を占めています。以下「福祉に関する情報提供の充実」が42.1%、「手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実」が30.7%が続いています。



(2) 分野別ヒアリング調査（区長、民生委員・児童委員、主任児童委員）

地域の第一線で活動中の区長、民生委員・児童委員、主任児童委員に対して、地域での見守り活動やサロン活動についてお聞きしました。

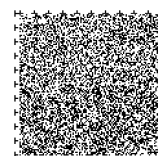
● 調査の実施概要

- ・調査期間：令和6年4月～5月
- ・調査方法：調査票またはインターネットにて回答

	対象者数	回答者数	回収率
区長	62 名	55 名	88.7%
民生委員・児童委員	79 名	74 名	93.7%
主任児童委員	12 名	11 名	91.7%

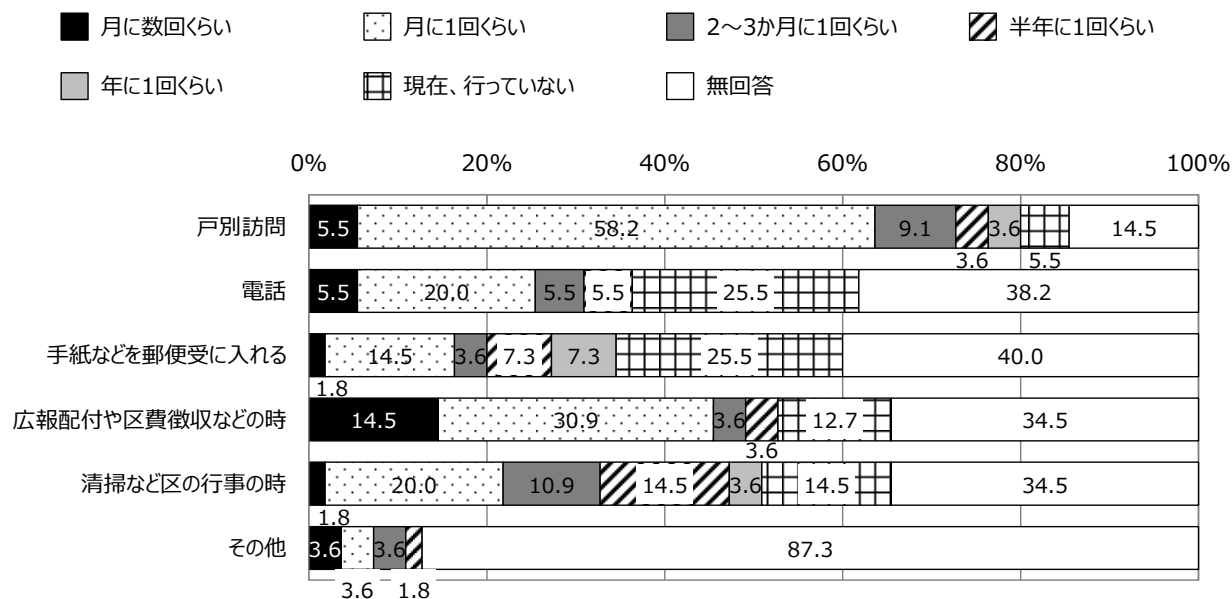
<意見のまとめ>

地域コミュニティや 市民活動に関する意見	○地域活動を行う人材の不足 ○民生委員のなり手がいない、あて職などの業務が多い、地域の行事への出席依頼が負担に感じる。 ○見守り活動について、見守りを拒否する人がいる。広報配布時に、手渡し、会話をするようにしているが、家にいても出てこない人が多い。 ○民生委員や区長、行政、市民、関係機関、企業などと連携してみんなで見守っていく仕組みづくりが必要。 ○児童の見守りを、朝や夕方の散歩、犬の散歩のついでに行っている。 ○交流（サロン）活動について、参加者の減少・固定化、男性の参加者が少ない、担い手不足
移動手段・交通に関する意見	○病院や買い物、サロンまでの移動手段がない ○のりーと小郡の充実
情報・広報に関する意見	○個人情報の関係で、支援が必要な人の情報がもらえない ○民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の周知、理解と啓発の推進

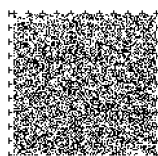


区長

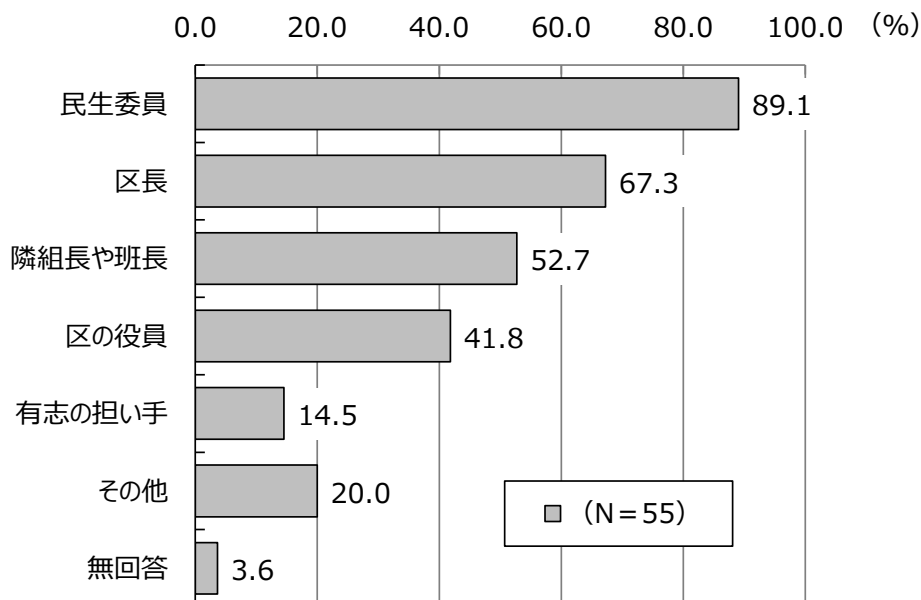
Q 1 区（自治会）での見守り活動は、どのようにして行っていますか。
（どれくらいの頻度で行っているか、あてはまるものすべてについて○をつけてください）



『戸別訪問』では「月に1回くらい」（58.2％）の割合が最も高く、『電話』、『手紙などを郵便受に入れる』では、「現在、行っていない」（いずれも25.5％）、『広報配付や区費徴収などの時』は「月に1回くらい」（30.9％）、『清掃など区の行事の時』は「月に1回くらい」（20.0％）の割合が最も高くなっています。

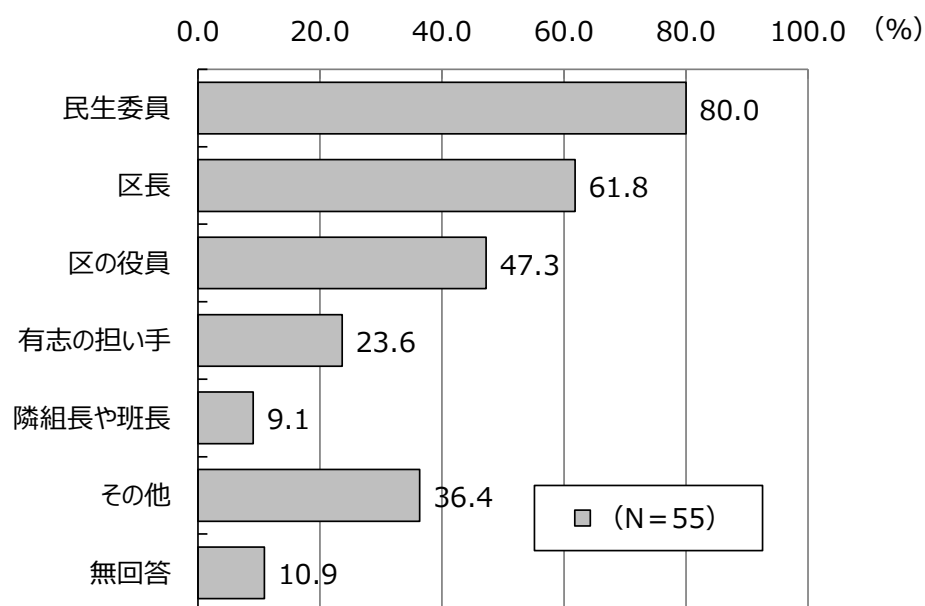


Q 2 見守り活動は、どのような人たちが担っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

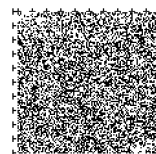


「民生委員」(89.1%)の割合が最も高く、次いで「区長」(67.3%)、「隣組長や班長」(52.7%)、「区の役員」(41.8%)、「有志の担い手」(14.5%)となっています。

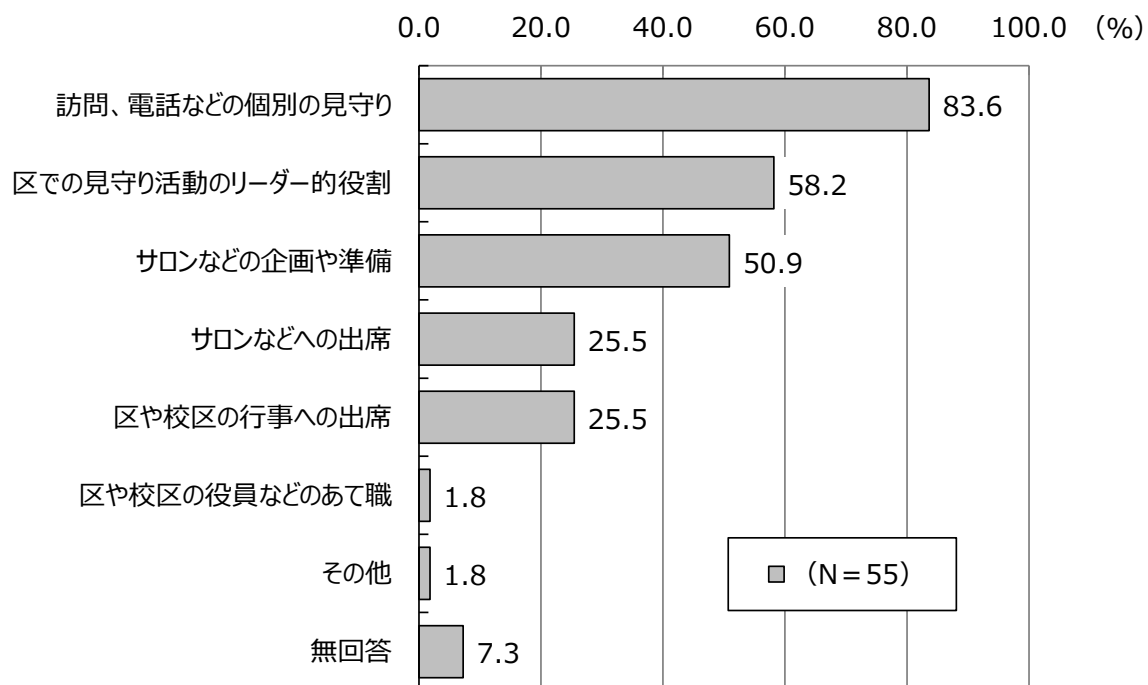
Q 3 サロン活動のお世話役などは、どのような人たちが担っていますか。
(あてはまるものすべてに○)



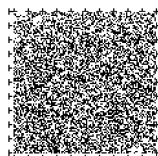
「民生委員」(80.0%)の割合が最も高く、次いで「区長」(61.8%)、「区の役員」(47.3%)となっています。



Q 4 区（自治会）での民生委員の役割の中で、特に重要だと思うものは何ですか。
（〇は3つまで）

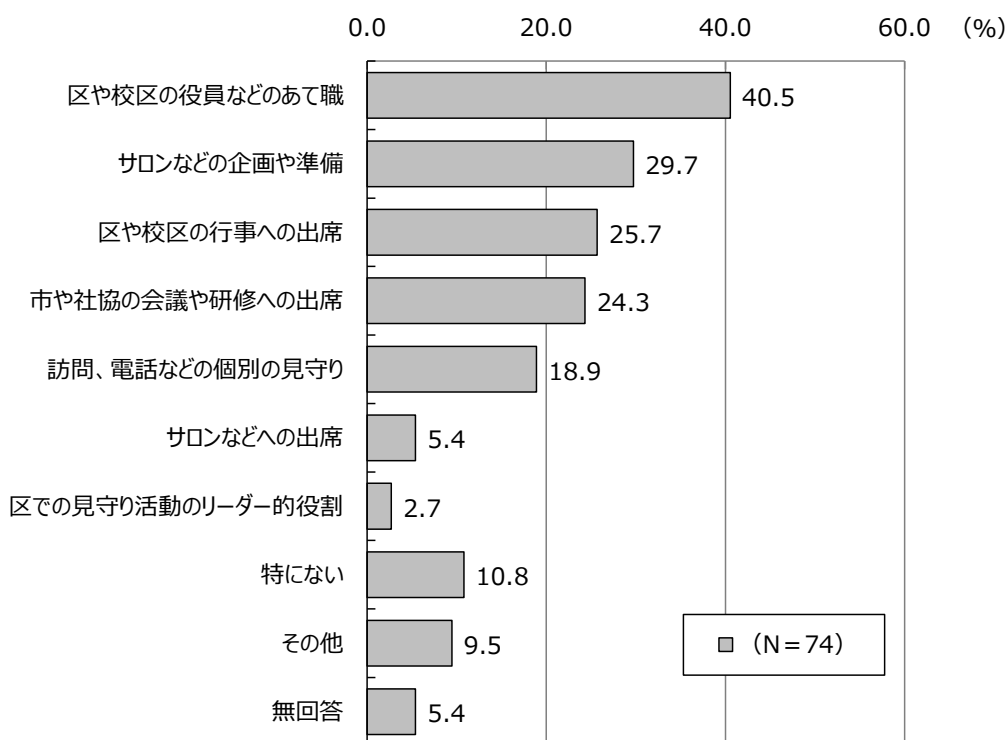


「訪問、電話などの個別の見守り」（83.6％）の割合が最も高く、「区での見守り活動のリーダー的役割」（58.2％）、「サロンなどの企画や準備」（50.9％）が続いています。



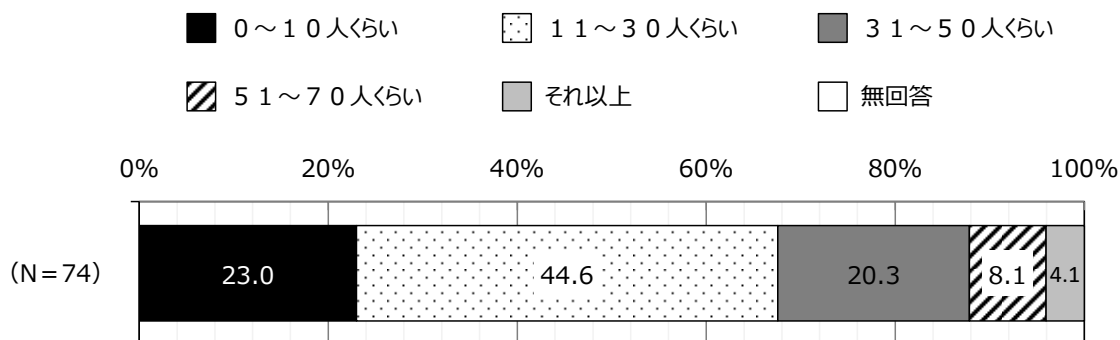
民生委員・児童委員

Q 1 普段の活動で、負担が大きいと感じているのはどんなことですか。
(〇は3つまで)

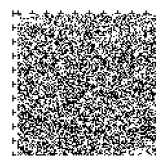


「区や校区の役員などのあて職」(40.5%)の割合が最も高く、次いで「サロンなどの企画や準備」(29.7%)、「区や校区の行事への出席」(25.7%)、「市や社協の会議や研修への出席」(24.3%)が続いています。

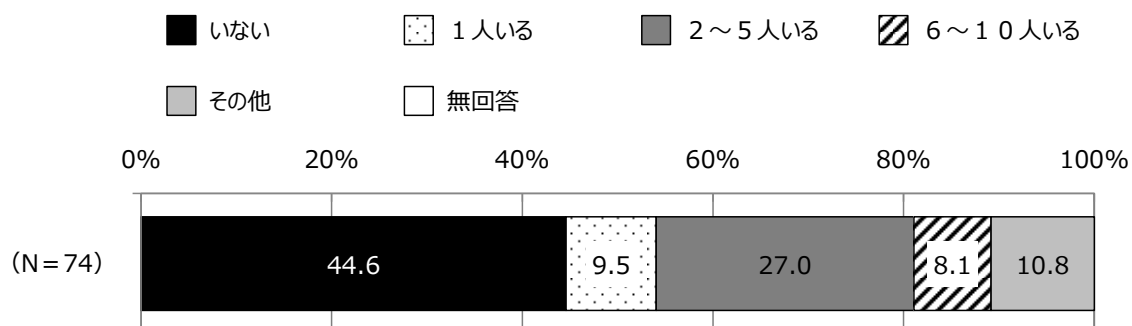
Q 2 あなたが、定期的に訪問や電話などをしている見守り対象者の人数



「11～30人くらい」(44.6%)の割合が最も高く、次いで「0～10人くらい」(23.0%)、「31～50人くらい」(20.3%)、「51～70人くらい」(8.1%)、「それ以上」(4.1%)となっています。

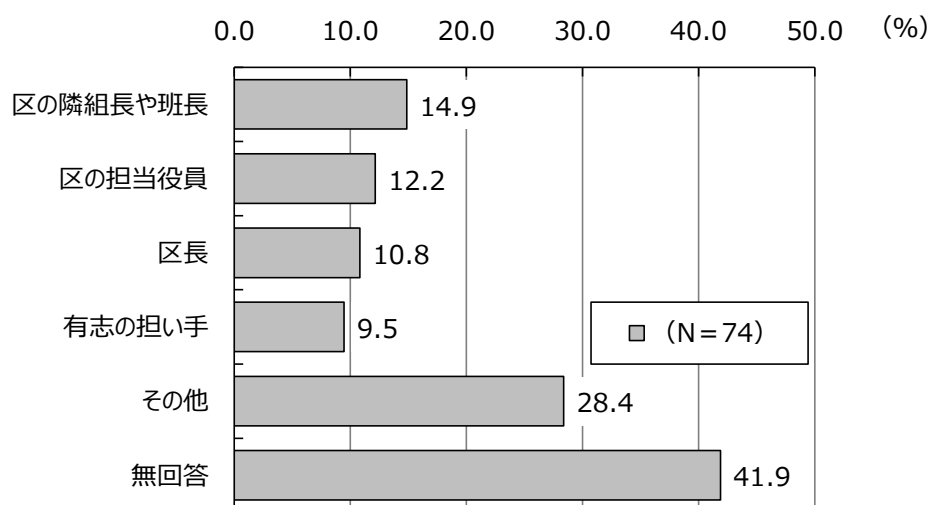


Q 3 あなたの区に、民生委員以外で、個別訪問などの見守りを担当する人はいますか。

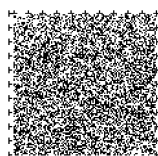


「いない」(44.6%)の割合が最も高く、次いで「2～5人いる」(27.0%)、「その他」(10.8%)、「1人いる」(9.5%)、「6～10人いる」(8.1%)となっています。

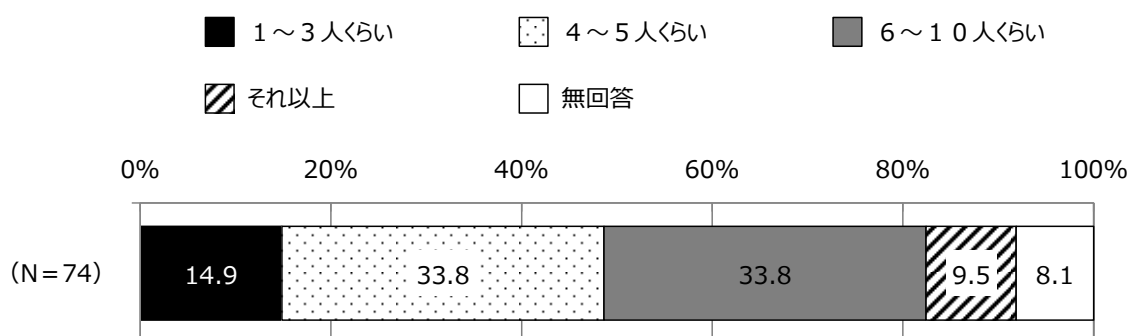
Q 4 民生委員以外で、個別訪問などの見守りを担当する人がいる場合、どのような人ですか。(あてはまるものすべてに○)



「区の隣組長や班長」(14.9%)の割合が最も高く、次いで「区の担当役員」(12.2%)、「区長」(10.8%)、「有志の担い手」(9.5%)、「その他」(28.4%)となっています。

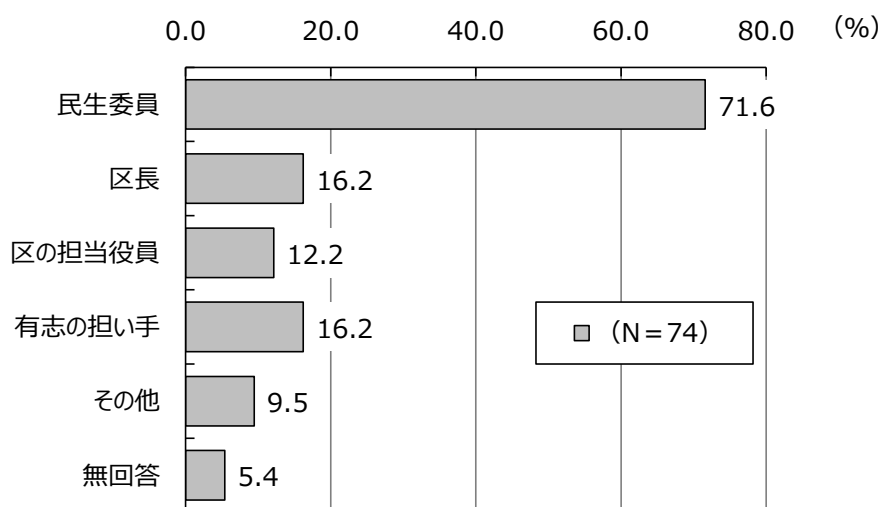


Q 5 サロンなどの開催当日の担い手の人数（お世話役、担当役員など）

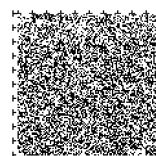


「4～5人くらい」「6～10人くらい」（いずれも33.8%）の割合が最も高く、次いで「1～3人くらい」（14.9%）、「それ以上」（9.5%）となっています。

Q 6 あなたの区のサロンなどの企画や準備、お世話の中心はどなたですか。

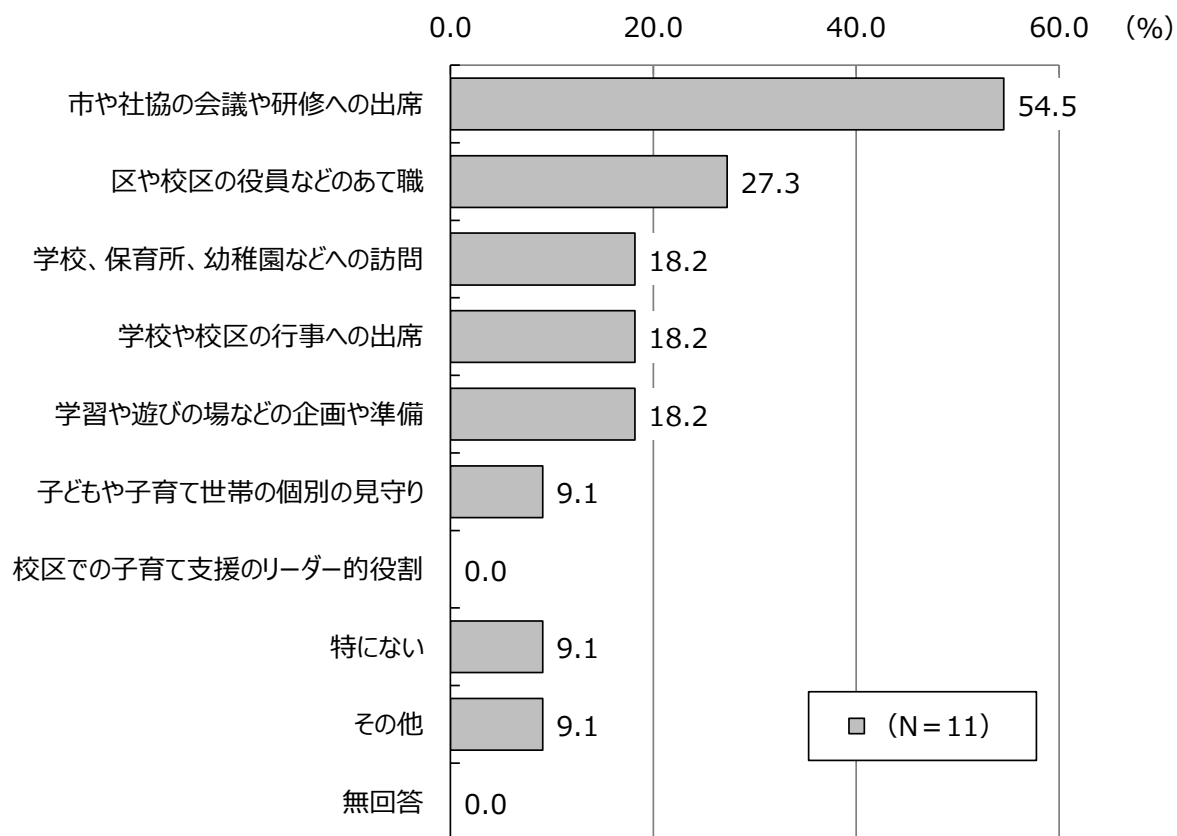


「民生委員」（71.6%）の割合が最も高く、次いで「区長」「有志の担い手」（いずれも16.2%）、「区の担当役員」（12.2%）、「その他」（9.5%）となっています。

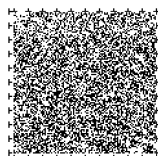


主任児童委員

Q 1 普段の活動で、負担が大きいと感じているのはどんなことですか。
(〇は3つまで)



「市や社協の会議や研修への出席」(54.5%)の割合が最も高く、次いで「区や校区の役員などのあて職」(27.3%)、「学校、保育所、幼稚園などへの訪問」「学校や校区の行事への出席」「学習や遊びの場などの企画や準備」(いずれも18.2%)が続いています。



（３）福祉座談会

小学校区ごとのまちづくり協議会健康福祉部会を中心に福祉関係者等に集ってもらい、福祉座談会を行いました。

●調査の実施概要

- ・調査期間：令和6年5月～6月
- ・調査方法：小学校区ごとに8回開催。小学校区ごとに4～5名の小グループを作り、座談会形式で、地域の福祉課題について自由に意見交換
- ・質問項目：①地域における福祉課題
②地域福祉活動の充実に向けて必要なこと
③今後取り組んでいくべきこと（自助・互助・共助・公助）

<意見の概要>

地域における福祉課題

●地域活動の現状について

- ・少子高齢化で、地域の役割、見守りだけでなくお宮や公民館の維持ができない状況。
- ・参加メンバーが固定化しており、新しい人が増えてこない。
- ・転居してきた住民は、組や自治会に入らない。区長にも転入出の情報が入らないため、新住民の情報がなく、関係が希薄になっている。

●役割分担について

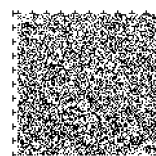
- ・民生委員のなり手がいない。
- ・民生委員と福祉委員は、活動内容のすみ分けについて整理する必要がある。
- ・役員の担い手がいない。主な役職がずっと同じ人でまわっている。
- ・民生委員一人が担当する見守り範囲が広い。業務負担が大きいと感じる。
- ・高齢者の多い区での見守り活動は、民生委員や区長だけでなく、隣組など様々な人が協力し合う必要があるのではないか。

●情報共有について

- ・見守り対象となる人の情報が入ってこない。個人情報の入手・共有の必要性がある。必要な機関につなげた後も、どうなっているのか分からない。
- ・いろんな活動がいっぱいあるが、それを知らない人が多い。

●市や他の活動主体との連携について

- ・地域福祉に従事している人同士で、つながりをもつような場がない。地域にどのような活動があるのか、誰が行っているのか分からない。
- ・地域活動に対する公的支援が足りていないのではないか。



地域福祉活動の充実に向けて必要なこと

●地域住民同士のつながり

- ・ イベントを通じ、地域にどのような人がいるか知るきっかけとなり、見守りが必要と思われる人がいれば、今後の見守り活動に加えるなど、つながりを強化することができる。
- ・ 地域の行事に関心を持ってもらう。一度参加することで興味を持つ方も多い。
- ・ 子どもとふれあう機会をつくる。子どもたちを巻き込むイベントをやると、親もついて出てきてくれる。

●地域活動のあり方についての見直し

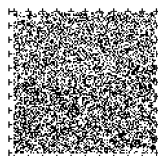
- ・ 区や公民館の役を集約する必要がある。
- ・ 色んな事をスリムにしていけないといけない。担う人が少なくなっているのだから、少ない人数でできることをやっていくしかない。
- ・ 若い人にどう受け継ぐか、どう楽しんでもらうか。
- ・ 地域活動が少なくなった区では、バスハイクや行事などを開催し、高齢者が集まる企画を増やすことが必要。

●情報収集・共有のためのルールづくり

- ・ 支援が必要な人の情報は表に出した方が良い。また素直に言えるような雰囲気が必要。
- ・ 誰もが公共のサービスを受けられるように、情報を共有する必要がある。

●地域住民、社会福祉協議会、市及びあらゆる分野との連携強化

- ・ あらゆることで市との協議が無い。市の各部署にこういう会議があつて、困りごとについてもしっかり話し合ったら、違うのではないか。



今後取り組んでいくべきこと（自助・互助・共助・公助）**●地域のつながりの再生**

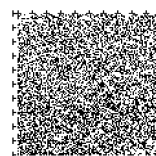
- ・積極的に近隣とのつながりを持つ。
- ・自身や家族から、支援の必要性などを発信する。
- ・見守りやつながり作りの意味合いを兼ねて、日頃から気になる住民に対しては、積極的な声かけを行う。
- ・まずは、地域をしっかりとつくる。

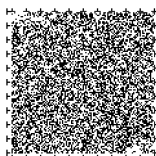
●既存の地域活動体制の再構築

- ・何年かごとにリセットして、役員を代える。
- ・防災のイベントに來た人たちに役員をお願いする。
- ・地域のコミュニティ作りを推進するためには、リーダーシップをとれる方の存在が重要である。そのような方を地域で育てていく必要がある。
- ・次世代の民生委員等の活動者の担い手として、子育てを終えた親や仕事を退職された方などに積極的に参加してもらいたい。また、参加していただけるような流れを構築する部分から考えていく必要がある。
- ・どこか一箇所で相談に対応し、必要なところにつながる窓口があればよい。

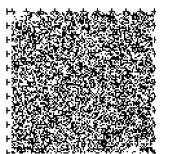
●将来的な視点での取り組み

- ・地域の課題に対応するため、その時代に合わせて、やり方を少しずつ変えていかないといけない。
- ・地域の高齢化が進み、この先も更に高齢者が増えていく見込みの中で、買い物等が困難になる方が増えることは分かっている。今から対策を考えていくべきではないか。
- ・成年後見制度、保証人の問題など専門的な事案への対応。
- ・支援が必要な方の情報を共有するためには、声かけ・安否確認を区や隣組・福祉委員等が共同で行い、行政と相談しながらやっていくのが良いと思う。





第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

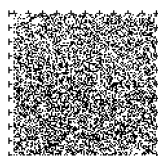
だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで、 幸せを実感できるまち おごおり

第6次小郡市総合振興計画では、基本政策の一つとして「支え合い健やかに暮らせるまちづくり」が掲げられており、身近な地域でつながり、支え合う地域福祉を推進し、誰もが健康で安心して、生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことが明記されています。

人と人との「つながり」が薄れつつある中、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての市民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

上記の課題意識をもとに、小郡市では第1次計画から、人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることを目指し、地域福祉を推進してきました。

今次計画においても、この理念を引き継ぎながら、特定の人が負担を抱えながら地域の福祉を支えるのではなく、日々の「つながり」の中で、地域福祉を支える担い手自身もまわりの市民・地域に支えられる「支え合い」の関係を築くことで、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指します。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進を図ります。

(1) いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり

地域に住む人たちが抱える課題が「介護」「障がい」「子育て」「生活困窮」など多岐にわたり、かつ複雑化しています。支援を必要とする人の増加も懸念される中で、地域における包括的な支援体制の充実が求められます。

複雑、多様化する地域生活課題に対応するため、支援が必要な人を支える体制の整備と強化を図ります。

(2) みんなで地域を支える仕組みづくり

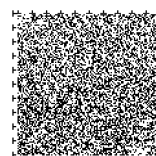
「市民」はまちづくりの主役であり、地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。また、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせません。多様な人材のさらなる確保を進めるとともに、地域への関心を高め、活動への参加を促進するための福祉教育についての取組を進めるなど、地域を支える担い手づくり（人づくり）を推進します。

また、一人ひとりが地域によってあたたかく見守られ、支え合う体制づくりを推進します。

(3) 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

安心して暮らすことができる地域をつくっていくためには、地域で見守り、助け合う関係づくりが重要です。近年は地震や豪雨など大規模な自然災害も多く、地域で災害に備える視点も重要となっています。

地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるための連携強化や、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、誰もが地域において安心して安全に暮らしていける基盤づくりを推進します。



3 重点的な取組

小郡市の現状や第2期の成果や課題、各種調査結果分析等を踏まえ、今期計画では以下の内容を重点的な取組とします。

(1) 困りごとに対し包括的に支援する体制の推進

従来、対象者が表明する困りごとは制度や分野ごとで対応していました。多くの場合、困りごとは物理的な支援の必要性として表明されますが、それを解決するだけでは本質的な課題解決にはなりにくいため、生活課題の本質を捉えた包括的支援が必要です。

そのため、国では「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、令和3年4月からスタートしました。

■推進する主な取組・事業

○重層的支援体制整備事業の推進

社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が地域福祉に関する問題を受け止め、対象者とながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

小郡市でも令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、多機関協働により各分野との連携を促進し、参加支援、地域づくり事業を行いながら課題を一体的に解決していける体制を推進していきます。

○地域包括支援センターの充実

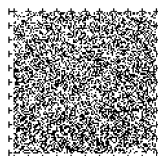
地域包括支援センターとは、高齢者の健康面や生活全般に関する相談を受け付けている、地域に密着した総合相談窓口です。小郡市では、市役所に1箇所と、市内3箇所（東、西、南）により地域に根差した相談機関とするために設置しています。また、各センターの業務を民間委託することで、専門的な知識・経験を活用したきめ細やかな対応を図ります。

本センターは、重層的支援体制の中で中核的な役割を果たすものと位置付けており、今後は市と各センター及び地域が連携をとりながら、高齢者を中心とした総合的な支援を推進していきます。

○こども家庭支援センターの機能の拡充

こども家庭支援センターとは、「児童福祉」・「母子保健」の両機能が連携・協働し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。小郡市では令和6年7月から本格的に始動しています。

「児童福祉」・「母子保健」分野の総合相談窓口として課題を受け止め、必要な機関へのつながりを行います。



（２）地域での福祉活動の担い手づくりの推進

民生委員・児童委員やボランティア、若年層など担い手の確保に向けた取組を推進します。実際に活動者として地域福祉を担う人材を増やしていくために、身近に受けられる講習の実施や、地域全体で福祉を支えることのできる仕組みづくりなどに取り組みます。

また、市民が福祉に対する理解を持ち、日頃の生活の中での簡単な支援からはじめ、福祉活動の担い手として活躍してもらえるよう、意識啓発等に取り組み、日頃からの見守りや地域内の関係づくりへとつなげます。併せて、民生委員・児童委員等の負担軽減に向けた取組を行います。

■推進する主な取組・事業

○民生委員・児童委員の担い手確保、負担軽減の取組

民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっています。民生委員・児童委員の役割や活動の重要性についてのPRを行い、民生委員・児童委員の負担軽減をはじめとした担い手確保に向けた取組を推進します。

○地域における福祉活動の担い手づくり、意識づくり

地域福祉活動に関する担い手不足、協力者、参加者の減少が課題となっています。

活動の企画・実施に関わる役割分担の見直しをはじめ、市民に対し、広く地域福祉活動に関する積極的な情報提供を進め、地域福祉活動の担う重要性について周知啓発を図ることで、新たな協力者・参加者増に向けた取組を推進します。

（３）地域全体での見守り活動の推進

近年様々な福祉課題が顕在化し、困りごとや問題を抱えて生活する人も増加しているものと考えられます。一方で、既存の見守り活動に対しては担い手不足などの課題が指摘されており、活動体制の再構築が求められています。

今後は、これまで活動に参加していなかった人を含め、地域全体での見守り活動を推進します。

■推進する主な取組・事業

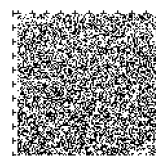
○ふれあいネットワーク事業の再構築

ふれあいネットワーク事業は、地域で見守りが必要な人を、区のネットワークを通して見守り、助け合い、必要な福祉サービスにつなげていく活動です。

近年、この活動の担い手が少なくなっていることや、潜在的に見守りが必要になっている人が増加していることから、新たな担い手の確保や、役割分担の見直し、情報共有のあり方などについて、事業の再構築を推進します。

○地域全体での見守り活動の体制構築・推進

ふれあいネットワーク事業など既存の見守り活動の再構築とあわせ、これまで見守り活動に参加していなかった人についても、日頃からのつながりをもとに、「ついでの見守り」の実施など地域全体で見守りができるような体制の構築を推進します。



4 施策の体系

基本目標1 いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり

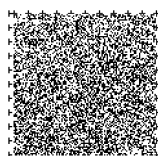
取組の柱	取組
1-1 相談・包括的な支援体制の強化	1 相談を包括的に受け止める体制を強化する
	2 身近で気軽な相談支援をすすめる
1-2 福祉サービスの適切な利用の促進	1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える

基本目標2 みんなで地域を支える仕組みづくり

取組の柱	取組
2-1 担い手づくり（人づくり）	1 住民への福祉教育や啓発をすすめる
	2 人材の発掘・育成を推進する
	3 ボランティア活動の活性化を図る
2-2 地域の助け合い・支え合いの充実	1 地域での見守りや助け合いをすすめる
	2 地域での交流の場・活躍の場をつくる
	3 協働による福祉の推進を行う

基本目標3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

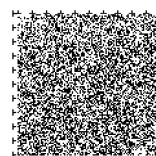
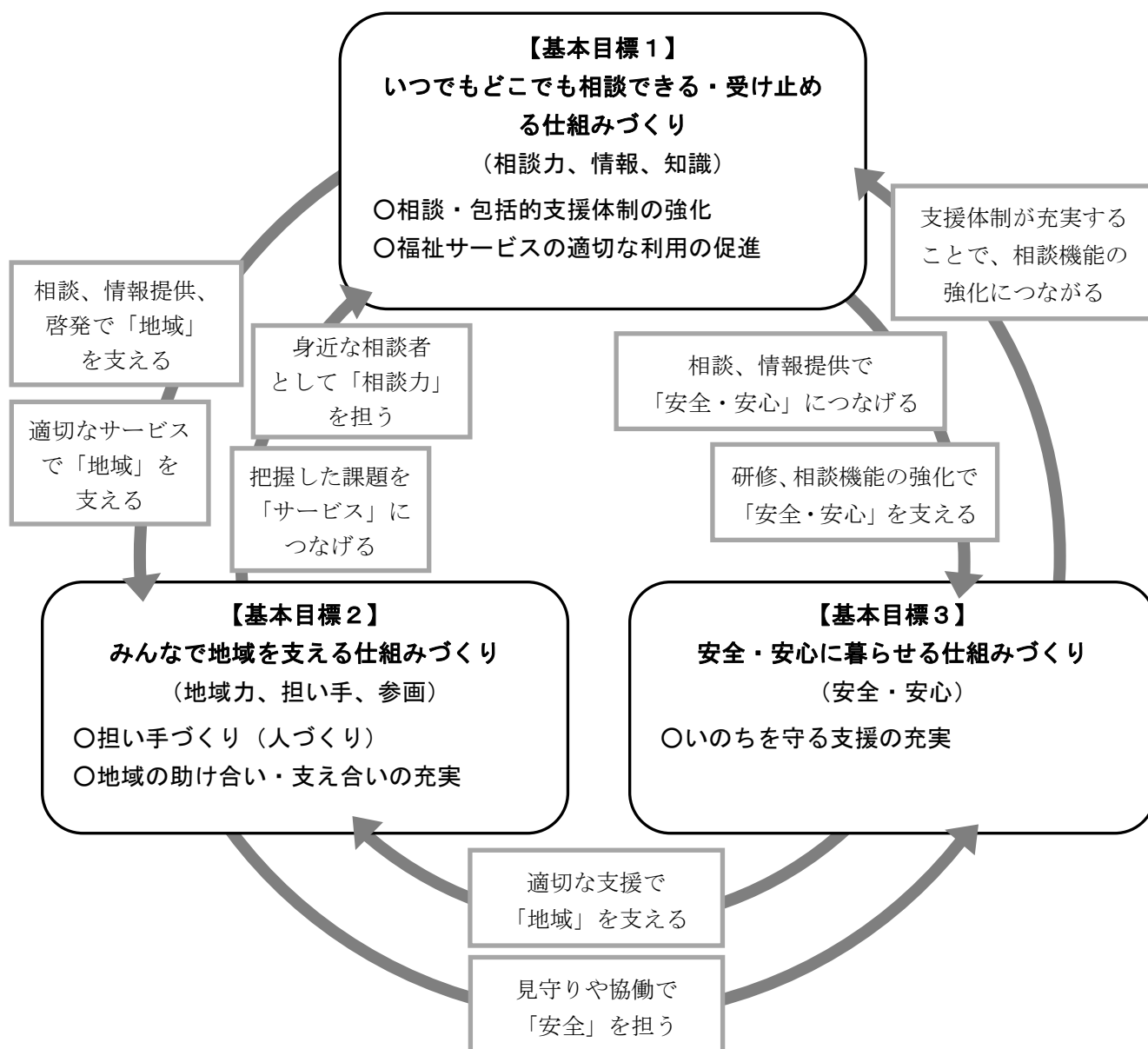
取組の柱	取組
3-1 いのちを守る支援の充実	1 生活困窮者への支援を充実させる
	2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する
	3 災害に備えた取組をすすめる

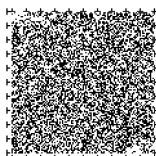


■各基本目標の関連イメージ

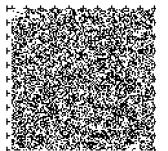
3つの基本目標は、相互に補完し合いながら市民生活を支えます。また市民は「相談力」「地域力」「安全安心」の担い手でもあり、支え合いの主役です。

第4章で示す「市・社協の主な事業・活動」についても、その性質や役割が複数の基本目標にまたがるものがありますが、以下のような視点から、最も関連がある基本目標に分類し、整理しています。





第4章 施策の展開



1 いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり

取組の柱

1-1

相談・包括的な支援体制の強化

1

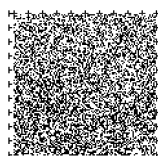
相談を包括的に受け止める体制を強化する

課題が複雑化・複合化していたり、制度の狭間にあったり、支援を必要とする人が地域の中で孤立していたりする場合、それらの人を支援につなげるには、公的機関や専門職による制度に基づいた福祉サービスや支援はもちろん、地域の人々やボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助の充実が必要です。

今後、複合的な課題を抱える人たちの困りごとや相談を包括的に受け止める体制の整備や、複雑化・複合化した課題について、連携して対応する体制の充実を図ります。

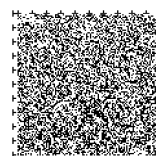
今後の取組方針

地域福祉計画	①関係部署・機関との連携を強化し、困りごとや地域の福祉課題の解決に向けて分野横断的に対応できる体制を構築します。 ②職員の相談支援能力の向上を図り、窓口でのきめ細やかな対応や、支援へのスムーズなつながりを実現します。
地域福祉活動計画	①窓口の一本化、職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援にスムーズにつながれる体制を整えます。 ②一元的に受けた相談を包括的に支援するため、専門性の向上に努めます。 ③市内の福祉サービス提供者と連携し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐことができる体制を整えます。
市民や地域に期待する役割	①困りごとがある時は、相談場所や窓口等を把握し、個人や家族で抱え込むことがないよう意識します（自助・互助） ②日頃から隣近所とつながり、支援や見守りが必要な方の情報を市や社会福祉協議会と共有します（自助・互助） ③地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます（互助・共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
重層的支援体制整備事業	高齢者、障がい者、こども、生活困窮などの分野において、関係機関が連携をさらに進め、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する仕組みを構築します。	・市 ・社会福祉協議会
こども家庭支援センター	母子保健や児童福祉の両機関が連携・協働し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ切れ目のない一体的な支援を行います。	子ども・健康部
在宅医療と介護連携の推進	住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支えるために、医療・介護にまたがる様々な支援を提供します。	長寿支援課
小郡市自立支援協議会の取組	障がいがある方の生活支援のため、障害福祉サービス事業所や教育、就労を含めた関係者が連携し、地域の支援体制の強化を一層進めます。また、地域の支援者等を対象に障がい児・者の地域生活支援や権利擁護に関する研修会の開催、就労・児童・生活・相談支援のワーキングチームでの障がい児・者の生活支援についての勉強会等を定期的に実施します。	福祉課
生活困窮者への包括的な相談支援の充実	生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えているため、相談内容に応じて支援や制度を組み合わせながら支援を行います。また、現在の制度のみでの支援が難しい人には、様々な社会資源を活用しつつ、ワンストップかつ包括的な支援の総合的な相談窓口としての機能を果たせるような仕組みづくりを行います。	社会福祉協議会
職員の相談支援能力の向上	外部・内部の研修等へ積極的に参加し、福祉施策や福祉ニーズの変化などについて学び、スキルアップに努めることで、職員の相談支援能力の向上を図ります。	・市 ・社会福祉協議会



2 身近で気軽な相談支援をすすめる

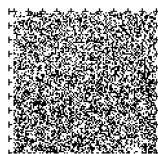
支援が必要な人を把握して支援につないだり、地域で悩みや問題を抱える人が、どこに相談したらいいかわからず支援が遅れてしまわないよう、いつでも身近に、気軽に相談できる包括的な相談支援体制を充実し、維持することが必要です。

また、地域の中で、悩み事を気軽に話したり、共有できる関係を構築できるよう、啓発や交流の場を作っていくことも重要です。

市民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図り、誰もが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制を整えます。

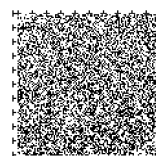
今後の取組方針

地域福祉計画	①誰もが気軽に相談できる環境づくりに努めます。 ②アウトリーチ型の相談支援を行い、地域ごとの実情や相談ニーズを把握します。また、日頃あまり相談窓口を利用できていない人にも支援が行き届くように努めます。
地域福祉活動計画	①社会福祉協議会が設置する窓口で相談を受け付けるとともに、地域の方々に研修を行い、身近な相談相手の育成を図ります。 ②地域の活動やイベント等に積極的に出向くことで、地域の現状や困りごと、支援が必要な人を把握し、効果的な支援へとつなげます。 ③生活に関する困りごとを広く受け止める「福祉なんでも相談」を設置し、相談しやすい環境づくりに努めます。 ④市内の福祉サービス提供者と連携し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐことができる体制を整えます。
市民や地域に期待	①地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます（自助・互助） ②地域の集まりや組織を困りごとの掘り起こしの場とするなど、身近な地域での相談機会を増やします（共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
地域包括支援センターの充実	市内に三箇所の地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな相談業務の充実を図ります。	長寿支援課
地域生活支援拠点等事業	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネート機能を整備し、アウトリーチで地域の困難事例の把握等に取り組み、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を整備します。	福祉課
こども家庭支援センターでの相談支援	妊娠から出産や子育て、こどもの育ちなど、こどもに関するあらゆることを一体的に切れ目のない相談・支援を行います。	子ども・健康部
巡回支援専門員整備事業	発達が気になる子どもの成長を支え、子ども一人ひとりが充実した生活を送ることができるよう、児童発達に関する専門員が市内保育所等を巡回訪問し相談支援を行います。	こども家庭支援課 保育所・幼稚園課
あのねメール	18歳未満の児童を対象に家族、いじめ、DVなどの悩みや不安をメールで受け付け、返信する相談メール「あのね」を設置し、相談しやすい環境整備を図ります。	こども家庭支援課
健康相談	あらゆる世代の健康に関する相談を「あすてらす」にて、保健師や管理栄養士が面談または電話で行います。	健康課
成人保健訪問相談	保健師や管理栄養士がアウトリーチ型の健康相談を行います。	健康課
総合生活相談	隣保館及び各集会所が、地域の身近な相談機関として、暮らしに関する様々な相談業務を実施します。	人権・同和対策課
福祉なんでも相談	担当業務にこだわらない包括的相談支援として「どこに、誰に相談してよいかわからない」といった相談に対応します。	社会福祉協議会
相談支援に携わる人への研修	区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブなどの方々を対象とした研修を実施し、地域の身近な相談支援者としての人材育成を図ります。	社会福祉協議会
消費生活相談及び出前講座	消費生活相談員が契約トラブルなどの相談に応じ、警察署や地域包括支援センター、民生委員、自治会などと連携して解決を支援するとともに、被害の防止に役立てるための出前講座を行います。	商工観光課



取組の柱

1-2

福祉サービスの適切な利用の促進

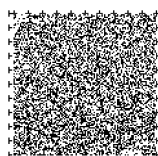
1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える

行政や事業者により様々な福祉サービスが実施されていますが、それらの支援やサービスの内容について、市民に広く周知されているとは言えない状況です。また、SNS等コミュニケーション手段が充実してきている一方で、高齢者や障がい者の方などには、そのような新たな媒体の活用が難しい状況もあることが課題になっています。

今後は、誰もが必要な時に、適切なサービスを利用・提供できるように、誰にとってもわかりやすく、効果的な情報発信・広報の工夫と充実を図ります。

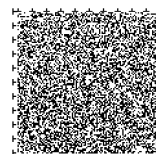
今後の取組方針

地域福祉計画	①支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着けるよう、情報が必要な人の状況に応じた手法で、わかりやすい情報提供を行います。 ②広報紙や掲示板だけでなく、ホームページやSNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、幅広い層の市民に情報が行き渡るよう、情報発信を行います。 ③出前講座などを活用し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明するなど、情報提供の充実を図ります。
地域福祉活動計画	①高齢者や障がい者など、日頃から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。 ②社協だよりやホームページ、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、サービスやイベント等の情報についてわかりやすく発信します。
市民や地域に期待する役割	①回覧板や声かけ、地域の集まりへの積極的な参加などを通して、近所や地域での情報共有を心がけます（互助） ②地域活動や福祉に対して関心を持ち、積極的に情報収集を行います（自助） ③新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします（共助） ④市や社会福祉協議会の行う福祉サービスに関心を持ち、家族や隣近所で支援の必要な人がいる場合に必要なサービスへのつなぎを手助けします（自助・互助） ⑤近所の高齢者や障がい者などの支援が必要な人や、地域活動へ誘っても来ない人などの引きこもりがちの人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスへとつなげます（互助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
多様な媒体による 広報	ホームページやSNS、イベントでの広報等を通して、市や社会福祉協議会の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの様々な情報について発信します。	・市 ・社会福祉協議会
個別の情報提供の 推進	視覚障がいのある人など、個別に情報を提供する必要がある人のために情報を入手できるように支援を行います。	・市 ・社会福祉協議会
介護保険 パンフレット	パンフレットで広く市民に対して、介護保険サービスについての周知を図ります。	長寿支援課
認知症あんしん ガイドブック	認知症の進行に応じた対応やサービス等の情報提供を行います。	長寿支援課
ささえあい愛 おごおり生活 ガイド帳	高齢者一人ひとりができることを大切にしながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、暮らしを支えるサービスの情報を提供します。	・長寿支援課 ・社会福祉協議会
おごおり子育て支援 ガイド	子育てで困った時、育児に関する情報を知りたい時、友達に会いたい時、親子で遊びたい時などの楽しい子育てのための情報提供を行います。	こども家庭支援課
デジタル子ども手帳 「てくてく」	子育て世代の支援ツールとして、ウェブアプリ『デジタル子ども手帳「てくてく」』を通して情報提供を行います。	こども家庭支援課
成年後見制度 パンフレット	制度の理解のために、パンフレットを活用し、相談時や地域での説明会において利用促進を図ります。	社会福祉協議会
「社会福祉協議会 だより」の発行	社会福祉協議会の事業・活動をわかりやすく記載するとともに、福祉サービスの情報、地域における福祉活動や課題などの情報を広く掲載します。	社会福祉協議会



2 みんなで地域を支える仕組みづくり

取組の柱

2-1

担い手づくり（人づくり）

1 住民への福祉教育や啓発をすすめる

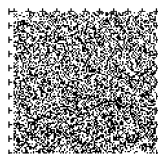
住民が互いに支え合いながら心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことからでも地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。

そのため、市民の福祉に対する意識を高めるための取組を進めるほか、若年層など福祉に関心が薄い層に対し、啓発・学習の充実を図るとともに、効果的な広報手段を検討します。

近年、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別の解消の推進に関する法律などが整備されています。小郡市においても、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、福祉教育・啓発と併せて人権教育・啓発および関連する施策を総合的に推進していきます。

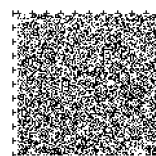
今後の取組方針

地域福祉計画	① 広報紙や掲示板等、多様な媒体を活用した広報を実施し、市民への福祉・人権意識の啓発に努めます。 ② 社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員・児童委員などの地域福祉を推進していく関係者の人権意識の向上を図るとともに、学校等の関係機関と連携し、市民に対し人権意識の啓発、人権・同和問題研修の実施を広く行います。
地域福祉活動計画	① 広報や福祉教材配布、地域行事などでの福祉活動体験等や出前講座を通し、市民への福祉意識啓発に努めます。 ② 学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成や備品の貸し出し等の支援を行い、活動の充実を図ります。
市民や地域に期待	① 地域活動や福祉に関心を持ち、積極的に学習の場に参加します（自助） ② 出前講座を活用するなど、地域での研修等を開催し、意見交換や知識の共有の場を設けます（共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
人権週間記念講演会	毎年12月の人権週間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。	人権・同和対策課
人権センター公開講座、隣保館・集会所周辺啓発講演会	人権問題について学習する場として、市民の方を対象に公開講座を年2回程度開催します。また、隣保館・集会所の周辺地域の住民を対象に年1回講演会を開催します。	人権・同和対策課
同和問題市民講演会	毎年7月の同和問題啓発強調月間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。	人権・同和教育課
七夕人権★考座	年7回の講演会を開催します。その中で障がい者の人権や高齢者の人権をテーマにした講演会も実施します。	人権・同和教育課
障がい児長期休暇スクール事業	長期休暇中に障がいのある小・中学生、高校生とそのきょうだい児を対象として行うスクール事業に、市民や学生がボランティアとして参加し、障がいへの理解を深める機会を提供します。	・福祉課 ・社会福祉協議会
福祉教育教材「ともに生きる」の配布	小学生を対象に、教材「ともに生きる」を配布し、福祉教育に活用します。	社会福祉協議会
福祉教育協力校の活動助成	小・中学生などの福祉教育活動に対して助成を行い、福祉教育の充実を図ります。また、各校の担当者会議を開催し、活動を推進します。	社会福祉協議会
福祉教材等の貸し出し・指導	学校等で行われる総合学習や福祉教育、体験学習に対し、車いす等の備品の貸し出しや指導を行います。また、地域の防災訓練などに対し、教材等の貸し出しを行います。	社会福祉協議会
地域行事などでの福祉体験	地域イベントなどでの、高齢者疑似体験、ボランティア体験を支援します。	社会福祉協議会



2 人材の発掘・育成を推進する

少子高齢化の進行や、複合化する福祉課題の発生に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。小郡市においても、役員や民生委員・児童委員など、地域福祉の担い手に対する負担の増加や人員不足は深刻な状況にあります。

今後は地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画	①民生委員・児童委員等地域の担い手不足の解消につながるよう、民生委員・児童委員の負担軽減に努めます。 ②講座や研修等を実施し、市民や福祉サービス従事者の福祉に関する技術向上や知識獲得、福祉意識の醸成を図ります。
地域福祉活動計画	①若年層の福祉サービスの担い手を長期的に確保していくことができるよう、人材確保・育成の体制を整えます。 ②研修等に積極的に参加し、職員の技術向上を図るとともに、地域の方々への研修も行い、身近な福祉人材の育成を図ります。
市民や地域に期待する役割	①地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします（自助） ②地域福祉活動への理解を深め、「我が事」として、できることから関わりを持ちます（自助） ③自治会（区）役員、ボランティア、子ども会、民生委員・児童委員をはじめとする地域で活動する人たちとの交流の場など、自分が地域でできることの気付きや地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります（共助） ④若い世代をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります（共助）

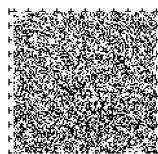
民生委員・児童委員とは？



地域を見守り、地域住民の立場にたって相談に応じる、「地域の身近な相談相手」です。

民生委員・児童委員は、生活上の心配ごとなど、住民のさまざまな相談に応じています。

さらに、行政などの関係機関への「つなぎ役」、高齢者や障がいのある人の見守りや子どもたちへの声かけなどを行っています。



市・社協の主な事業・活動

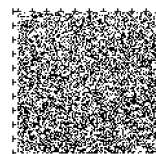
項 目 名	内 容	担 当 課
福祉活動の協力者に 関する支援や 人材育成	地域福祉の担い手不足の解消と地域みんなで広く福祉を担っていくための人材育成を進めます。	・市 ・社会福祉協議会
民生委員・児童委員の 活動支援、担い手確保 に向けた取組	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援し、活動のPRや負担軽減の取組など、担い手確保に向けた取組を進めます。	・福祉課 ・社会福祉協議会
サロンで活動する 推進員の育成事業	公民館等で、交流する場（サロン）での活動を支援する「サロン推進員」を養成し、高齢者の閉じこもり予防や仲間づくり、健康づくりの推進を図ります。	・長寿支援課
地域支え合い推進員 養成講座の開催	地域支え合い推進員養成講座を開催し、ボランティア活動の中核を担う人材を育成します。	・長寿支援課 ・社会福祉協議会
食生活改善推進員 養成講座の開催	食生活に関する正しい知識を学び、自分や家族、地域の方の健康づくりのため、食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成を図ります。	健康課
福祉レクリエーション ボランティア講座 の開催	レクリエーション技術を習得しながら自身の健康維持と仲間づくりやコミュニケーションの楽しさを学び、地域活動に携わる人材を育成します。	社会福祉協議会

サロン活動とは？



在宅高齢者の孤立や閉じこもりの予防、生きがいづくりなどを目的として、地域の皆さんと一緒に、仲間づくりや健康づくり、交流の場づくりを行うものです。地域公民館や、校区コミュニティセンター、あすてらす等の公共施設において実施しています。

活動内容は、脳トレやレクリエーション、保健師・医師等の健康チェックと講話、地域行事への参加促進、子どもたちの交流など、地区ごとに様々な取組を行っています。



3 ボランティア活動の活性化を図る

小郡市では様々なボランティア活動が行われており、地域福祉推進の一翼を担っています。しかし、地域の様々な活動を支えるボランティアの必要性が高まる一方で、地域福祉の担い手同様、ボランティア活動者の不足や、活動の縮小化が課題となっています。

ボランティア活動の活性化を図るため、支援体制の充実を図るとともに、市民のボランティア参加機会の充実や、参加しやすい環境づくりを推進します。

今後の取組方針

地域福祉計画	①ボランティア活動の重要性や活動内容などを市民に周知・啓発し、市民のボランティアに対する意識の醸成を図ります。 ②市民がボランティアに参加しやすいよう、ボランティア団体や活動者に対しての支援や情報提供を行います。
地域福祉活動計画	①関係機関・団体と連携体制を充実させ、ボランティアニーズの細やかな把握をしながら、活動者と受け入れ側のコーディネートを行います。 ②ボランティア養成講座等を実施し、幅広いボランティア人材の育成を図ります。 ③ボランティア連絡協議会や各ボランティア団体が開催するボランティア養成講座の充実強化を図ります。
市民や地域に期待する役割	①ボランティア活動に関心を持ち、できること、関心のあるところから参加します（自助） ②ボランティア活動に携わる人は、活動の喜びややりがいのPRに努めます（自助・互助） ③SNSを活用した呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりなど、若い世代の担い手確保に努めます（共助）

小郡市ボランティア情報センターとは？

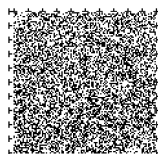


小郡市社会福祉協議会が設置するボランティア情報センターでは、福祉ボランティア活動の支援を行っています。活動コーディネーターとして、ボランティア活動をしたい方の登録、ボランティアを必要としている方の受付、紹介などつなぐ役割を担っています。

また、ボランティアを身近な活動と感じていただけるように、福祉に関するセミナーなども開催しています。

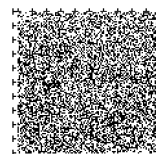
そして、ボランティア活動に関わる情報提供や活動中の事故やケガを補償する保険加入の案内手続きなど、相談窓口として活動を行っています。

市民の皆さんからのボランティア情報も、お待ちしております。



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
地域の自主的な体操教室を支援する取組	地域で健康づくりを推進する「健康運動リーダー」を養成し、健康運動リーダーが運営する自主的な体操教室の開催を支援します。	健康課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	仕事や買い物などで外出する際の子どもの預かり等、育児の援助を受けたい人と育児の支援を行いたい人が会員登録し、地域で子育てを助け合う会員制の相互援助活動を支援します。	こども家庭支援課
ボランティア情報センター事業	ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録及び情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、ボランティア団体の支援・保険受付・活動室の管理等を行い、ボランティア活動を推進します。また、SNSなどを活用し、センターの活動について周知していきます。	社会福祉協議会
ボランティアに関する情報の収集と提供	市や、校区コミュニティセンターなどと連携を図り、情報を共有します。また、ボランティア活動の研修会への参加や、他のボランティアセンター職員との交流、学習会の開催などに努め、情報収集を進めます。	社会福祉協議会
ボランティア養成講座等の開催	ボランティア活動を始めたい人、新たな知識を習得したい人が、活動に活かしていける入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会をつくれます。	社会福祉協議会
ボランティア団体活動の支援	福祉課題解決のために、共同募金配分による、ボランティア団体の支援を行います。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の運営支援	ボランティア連絡協議会の事務局を担当し、地域における福祉課題などの情報を共有するとともに、理事会・役員会の開催、役員研修会の実施、機関紙の発行、ふれあいオリンピックの共催などを行います。また、ボランティア育成のための講座の開催を支援します。	社会福祉協議会
災害ボランティア講座事業	災害に備え、災害ボランティアに関する講座を開催し、災害に対する意識づけや、災害時、被災者支援のボランティア活動につなげます。	社会福祉協議会



取組の柱

2-2

地域の助け合い・支え合いの充実

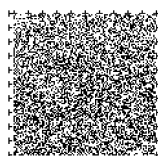
1 地域での見守りや助け合いをすすめる

住み慣れた地域で誰もが安心して日常生活を送るためには、隣近所や地域内など身近な範囲での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。また、このような取組を通して、地域内での要支援者を把握し、支援につなげていくことが必要です。

今後、隣近所や地域内での見守りや助け合いを促進するため、意識啓発や地域内での関係づくり、「ついでの見守り」の普及、啓発等、様々な見守り体制の充実・支援を進めます。

今後の取組方針

地域福祉計画	①高齢者や子ども、障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。 ②重層的な見守り体制の構築のため、民生委員等の既存の見守りに加え、地域全体で行う様々な見守り活動を推進します。
地域福祉活動計画	①高齢者や子ども、障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。 ②地域の方々などと連携し、地域における見守り体制の整備を支援します。 ③ふれあいネットワーク事業の充実、強化に向けて取組を進めます。
市民や地域に期待	①あいさつなど、日頃からのコミュニケーション、近所づきあいを心がけます（自助・互助） ②広報紙や回覧板の受け渡しなど日常的な行動を活用した声かけや見守りを心がけます（互助・共助） ③登下校中の子どもたちの見守りを心がけます（互助・共助） ④ひとり暮らしの高齢者、障がい者など、コミュニケーションが不足しがちな人や引きこもりがちな人たちを把握し、見守りや助け合いにつなげます（共助） ⑤見守り活動やサロン等の活動が、一部の人に偏らないように地域全体で取り組みます（互助・共助）



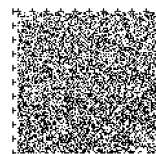
市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
高齢者の見守り活動	高齢者のみの世帯を対象に見守り支援台帳を作成し、民生委員等と連携して見守りを実施します。	長寿支援課
独居高齢者宅訪問活動	隣保館・集会所職員が地域の独居高齢者宅への訪問活動を実施し、安否確認・生活相談・各種情報提供等を実施します。	人権・同和対策課
学び場支援事業	子どもたちが、地域の大人によるボランティアの見守りや支援を受け、「基礎基本の力」と「自学自習の力」を身につける「学び場支援事業」を推進します。	人権・同和教育課
ふれあいネットワーク事業	自治会（区）ごとにふれあいネットワーク推進委員会を設置し、見守り活動を推進します。市民一人ひとりが無理なく、高齢者など支援が必要な方への声かけ、見守りなどをできるよう、地域、行政と連携して支援を行います。	社会福祉協議会
民間事業者等による訪問活動	民間事業者等と協定を締結し、家庭訪問時に見守りを実施します。	市
地域全体での見守り活動の体制構築・推進	地域ごとの特性を活かした見守り活動の体制づくりを推進します。	・市 ・社会福祉協議会
母子保健訪問指導	助産師や保健師等が妊産婦・新生児訪問を行い、産後ケア等の母子保健事業のサービスを紹介します。	こども家庭支援課

ふれあいネットワーク活動とは？



地域に住んでいる一人ひとりが、それぞれの立場から無理のない形で、孤立しがちな高齢者や障がい者など支援を必要とする方々への声かけや訪問、見守りなど悩みや問題を発見し、区長、民生委員・児童委員や関係機関等と連携しながら、その問題を解決していこうとする活動です。



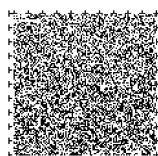
2 地域での交流の場・活躍の場をつくる

地域の中で、市民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、様々なイベントや地域活動など、交流の場や機会の充実により参加者を増やしていくことが、きっかけづくりとして重要です。また、高齢者の生きがいつくりや、市民の多様な経験やスキルを地域活動につなげていくという観点から、参加・参画機会の充実は大きな役割を持ちます。

地域の社会資源を活用し、広く地域住民が参加し交流できる場や機会の創出や、地域活動に対する多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

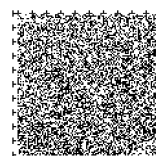
今後の取組方針

地域福祉計画	①地域でのイベントや交流の場づくり等を企画し、幅広い市民が地域交流に参加できる機会のさらなる創出を図ります。 ②地域でのイベントや活動に対する支援を行い、活動内容の充実や参加者の増加を図ります。
地域福祉活動計画	①地域団体などと連携し、市民や福祉関係者が交流したり、意見交換をしたりできる機会を創出します。 ②地域交流の場やイベント等に、用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行い、活動内容の充実を図ります。
市民や地域に期待する役割	①日頃から地域のイベントや交流の場に参加し、人と活動へのつながりを深めます（自助） ②地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します（互助） ③地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます（互助・共助） ④世代間交流や、障がい者などコミュニケーションが不足しがちな人たちとの交流の場をつくります（共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
介護家族の集いの場づくり	家族介護者が互いに悩みを語り合うだけでなく、介護専門職を交えて、相談できる場を設けるなど、取組の充実を図ります。	長寿支援課
高齢者等はつらつ教育事業	地域の高齢者に対して、「創り」、「学び」、「活かす」ための講座を開設し、高齢者の学習機会の充実と社会参加活動の促進を図ります。	生涯学習課
高齢者の居場所づくり	認知症カフェや住民主体型の通いの場への補助事業等、高齢者の居場所づくりに関する取組の充実を図ります。	・長寿支援課 ・社会福祉協議会
子どもの居場所づくり	子ども会やアンビシャス広場など子どもが安心して過ごせる「地域の居場所づくり活動」の支援を行います。	子ども育成課
子育て支援センター	子育て世帯の親子の交流等を通じて、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	・こども家庭支援課 ・保育所・幼稚園課
生涯学習人材バンク	専門的な知識や技術・資格を持っている人、趣味活動を行っている人を講師として紹介します。	生涯学習課
地域学校協働活動事業	地域住民を学校支援ボランティアとして派遣し、様々な教育活動で活躍の場を創出します。	生涯学習課
ふれあいネットワークサロンの支援	高齢者の交流の場となるよう、目的や内容などをふれあいネットワーク推進委員会と検討し、出前講座、レクリエーション用品の貸出し、職員の派遣など、支援の充実を図ります。	社会福祉協議会
健康・介護予防ポイント事業	一人ひとりが日々の運動や食生活の改善、健（検）診の受診、健康・介護予防教室やイベントに参加し、積極的に楽しみながら、継続的に取り組んでいけるように事業の充実を図ります。	・健康課 ・長寿支援課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが、地域の課題や資源の把握を行い、地域で取り組む支え合い活動を進めていきます。	・長寿支援課 ・コミュニティ推進課 ・社会福祉協議会
福祉バス運行事業	ふれあいネットワークや福祉団体、ボランティア団体等の研修や活動が円滑に実施できるよう福祉バス（さちかぜ号）を運行します。	社会福祉協議会
車いすの貸出し事業	一時的に車いすが必要になった人（入院患者の外泊やケガなど）に、車いすの貸出しを行います。	社会福祉協議会
遊具の補修等とベンチの設置	子どもたちが安全に遊べるよう、地域広場の遊具の補修等を行うとともに、広場で休息ができるよう、ふれあいベンチの設置を行います。	社会福祉協議会



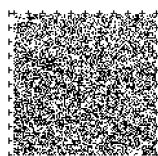
3 協働による福祉の推進を行う

近年、多様な民間の団体や地域活動等により、地域の課題に応じて、様々な活動が展開されています。地域福祉課題が複合化・複雑化する中で、行政と地域団体にとどまらず、NPO、企業など多様な主体がそれぞれの専門性やアイディアを活かし、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが求められます。

今後は市民や関係団体・事業所等の多様な主体と相互に連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向けた取組を進めていきます。

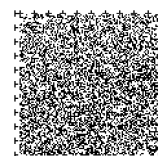
今後の取組方針

地域福祉計画	①市民や地域団体と協力し、地域の福祉課題について共有しながら、ニーズに応じた支援の取組を検討していきます。 ②地域のNPOやボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。
地域福祉活動計画	①地域団体などと連携し、地域の福祉課題について共有しながら、課題解決に向けて協力していきます。 ②地域のNPOやボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。
市民や地域に期待する役割	①地域の様々な活動団体を知り、できるところから協力・参加します（自助） ②地域の施設、企業、NPO、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します（共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
校区協働のまちづくり組織との協働	各校区の地域福祉について、協働のまちづくり組織等と協働して取組を進めます。	市
社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実につながるよう社会福祉法人の積極的な取組への支援を進めます。	福祉課
買い物支援・外出支援の取組	自治会バスの運営や移動販売など買い物支援・外出支援の取組を支援します。	・福祉課 ・コミュニティ推進課
市民提案型協働事業	NPOやボランティア団体など、地域福祉の分野で活動する市民活動団体と協働し、より効果的な地域の福祉課題の解決に取り組みます。	コミュニティ推進課
ふれあいネットワークの推進	自治会（区）ふれあいネットワーク推進委員会などに出席し、情報交換や意見交換を行いながら、推進体制の強化について、地域の組織・団体などと一緒に検討します。	社会福祉協議会
福祉団体活動支援	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会や母子寡婦福祉会などの福祉団体、民生委員児童委員協議会などに赤い羽根共同募金の配分を行い、活動などを支援します。	社会福祉協議会



3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

取組の柱

3-1

いのちを守る支援の充実

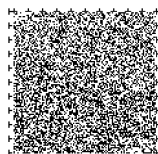
1 生活困窮者への支援を充実させる

生活困窮の課題を抱える世帯では、子どもの貧困や障がい、ひとり親家庭など、課題が複雑化・複合化しているケースも多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

生活において困難を抱える人たちに対しての経済支援や相談支援、就労支援など様々な支援を一体的に行うなどの体制強化を図ります。

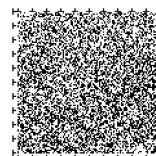
今後の取組方針

地域福祉計画	①生活をする上で困難を抱える市民に対し、公的な支援や手当等を実施します。 ②生活困窮者が受けることができる公的な支援や手当について、わかりやすく周知・広報をします。
地域福祉活動計画	①生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的支援や福祉サービスにつなげます。 ②複合的な課題を抱える人に対し、多方面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。
市民や地域に期待	①自身や家族等だけでは解決できない悩みや不安がある場合には、隣近所の方や民生委員・児童委員などへ相談します（自助） ②生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助） ③社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」として、地域や関係団体などと連携して支援に取り組むよう努めます（共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
生活困窮者自立支援事業	仕事や借金、家族関係など、様々な理由で経済的に困窮している人の相談に応じ、困窮状態から早期に脱却するための支援を行います。生活困窮者の抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく包括的な支援ができるよう関係機関との連絡調整などを行います。	・市 ・社会福祉協議会
ふくおかライフレスキュー事業 （「福岡ライフレスキュー事業小郡連絡会」による社会福祉法人の公益的取り組みの推進）	制度で対応できない課題解決のために、市内社会福祉法人が種別の枠を超えて連携し、生活困窮者に対する相談支援を行い、また必要に応じ現物支給による経済的援助を行います。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、また、失業などによって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、生活の自立を支援します。	社会福祉協議会
緊急援護資金貸付事業	低所得世帯などに対し、緊急時に対応できる小口資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい・精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理などを行います。	社会福祉協議会
寄贈物品の有効活用	社会福祉に貢献したいという市民の善意の物品を必要としている人に提供します。	社会福祉協議会



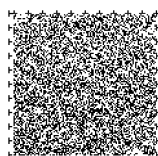
2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する

ライフスタイルの多様化やライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難である人、また、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる人など制度の狭間、切れ目にあたる人たちへの対応が課題となっています。

「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るための権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

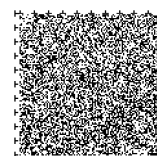
今後の取組方針

地域福祉計画	①複雑な課題を抱える人を早期に把握し、相談支援につなげられるよう、関係機関との連携強化や情報共有を促進します。 ②権利擁護の視点から、虐待や認知症への理解促進をはじめ、支援を要する人のいのちや財産を守る取組を進めます。
地域福祉活動計画	①様々な課題を抱える人に対する相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチをするとともに、必要とされる支援へとつなげます。 ②地域の方々と連携し、複雑な課題を抱える人の早期把握に努め、見守りや関係機関へつなげ、支援します。
市民や地域に期待	①日頃から隣近所とのつながりを持ち、気になることがある場合、関係者や関係機関へ相談します（自助・互助） ②虐待の可能性を感じた時は、関係機関へ通報します（自助・互助） ③複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助） ④認知症など病気の理解を促進するとともに、認知症の方などの行方不明に備えた見守りと連絡の体制づくりを進めます（共助）



市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
認知症高齢者等 SOSネットワーク システム	認知症高齢者等が行方不明になった場合に、市や関係機関、地域住民等が連携して、早期に発見するためのネットワークを整備します。	長寿支援課
認知症サポーター 養成講座	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の啓発及び自分ができる範囲での支援についてスキルアップを図ります。	長寿支援課
「チームオレンジ」 事業の推進	地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結ぶための「チームオレンジ」を推進し、活動を支援します。	長寿支援課
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な高齢者、知的及び精神障がい者に対し、その申立を行う親族等がない場合、市長による申立を行い、本人の権利・財産の保護を図ります。経済的に困窮している人の申立費用や後見人報酬の助成を行います。	・長寿支援課 ・福祉課
成年後見支援 センター事業	成年後見制度の利用促進のため、広報活動を行います。また、様々な関係機関と連携し、課題の検討・調整・解決を図ります。	社会福祉協議会
虐待防止に向けた 取組（高齢者）	虐待を早期に発見し、介入することで深刻化を防ぎます。また、養護者へ支援を行い介護の負担を軽減することで、高齢者虐待を未然に防ぎます。	長寿支援課
虐待防止に向けた 取組（障がい者）	関係機関と連携し、虐待対応をします。また、虐待通報対応マニュアルを活用し、担当職員以外でも対応可能なように体制整備を行います。	福祉課
虐待防止に向けた 取組（子ども）	関係機関、関係者による支援を実施するとともに、ケース検討会議を行い、関係者で情報の確認・共有をします。	こども家庭支援課
要保護児童対策 地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護ならびに要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等が連携して対応策の協議等を行います。	こども家庭支援課
たなばた家族広場	うつ病・抑うつ状態と診断された方のご家族の集いを設け、交流や情報共有の機会となるよう取り組み、生きづらさや家族負担の軽減・解消につなげます。	福祉課



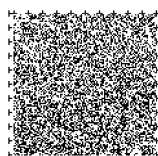
3 災害に備えた取組をすすめる

近年では全国的に自然災害による甚大な被害が多発しており、小都市においても、記録的な豪雨や地震など、命を脅かしうる災害が身近に起こり、災害への備えに対する重要性が強く認識されています。

避難支援を要する人の情報を、個人情報保護に配慮のうえ、地域と共有し、日頃からの見守り活動の推進、災害への備え、災害時の対応、自主防災組織活動の活性化を図り、災害時の安全確保や避難において、共に支え合うことができるような地域づくり・関係づくりを進めていきます。

今後の取組方針

地域福祉計画	①地域内での高齢者や障がい者など、避難行動要支援者について把握し、名簿を定期的に更新し、災害時の支援体制を整えます。 ②地域での自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。
地域福祉活動計画	①災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座などを行います。 ②災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。 ③災害ボランティアセンター閉鎖後は、引き続きボランティア情報センターによって、被災者支援を行います。
市民や地域に期待	①非常時の備蓄や避難経路と避難場所の確認など、個人や家族でも災害時に備えます（自助） ②地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います（共助） ③日頃から関係づくりや見守りを進め、災害時の安否確認や避難支援につなげます（共助） ④地域の危険場所について把握し、対応を検討します（共助）



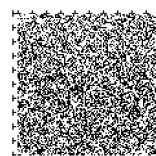
市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
自主防災組織育成事業	自治会（区）での自主防災組織の活動を活性化し、その活動を支援していくため、防災に関する研修会の開催、防災知識の普及啓発、校区単位での訓練の実施等の取組を行います。	防災安全課
避難行動要支援者支援の推進	「避難行動要支援者名簿」に掲載している要支援者全員の「個別避難計画」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の確立を推進します。	・ 防災安全課 ・ 長寿支援課 ・ 福祉課
災害ボランティア講座事業（再掲）	災害に備え、災害ボランティアに関する講座を開催し、災害に対する意識づけや、災害時、被災者支援のボランティア活動につなげます。	社会福祉協議会
災害時を意識した見守り活動の推進	災害時の安否確認などを意識し、ふれあいネットワークによる日頃の声かけや見守り訪問を実施するよう呼びかけます。	社会福祉協議会
防災リーダー育成支援	自主防災組織の活動を活性化させるため、防災リーダー認定講習会や防災リーダーフォローアップ研修会を開催し、地域で主体的に自主防災活動に取り組む防災リーダーの育成を図ります。	防災安全課

防災リーダーとは？



防災リーダーは、地域の防災力の向上と災害に強い安全な地域社会をつくるために、災害に対する基礎的な知識・技能を習得し、地域の自主防災活動の中で、自主的・主体的に活動します。市では防災リーダー認定講習会を開催し、修了した人に認定証を交付し、防災リーダーとして登録します。



4 再犯防止の推進【小郡市地方再犯防止推進計画】

（１）策定趣旨

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。そこで、再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

小郡市においてもこの趣旨に則り、「小郡市地方再犯防止推進計画」を策定します。

（２）計画の期間

第3次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画と同じく、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

今後の取組方針

犯罪をした人の再犯を防止し、地域の中で孤立することなく立ち直ることを地域ぐるみで支えていくことのできる体制を整備します。

【自助】

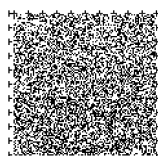
- ①犯罪をした人の生きづらさの背景を理解し、必要な行政支援を提供します。
- ②地域の更生保護活動を理解し、協力します。

【互助・共助】

- ①非行防止や犯罪予防啓発のために「社会を明るくする運動」を推進します。
- ②保護司会・更生保護女性会等の更生ボランティアの地域活動を応援します。

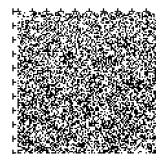
【公助】

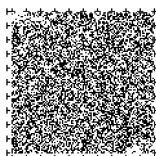
- ①関係機関と連携して、市民に対し再犯防止に関する取組の周知、啓発を行います。
- ②犯罪をした人等に対し、就学や就労、住居等の確保、保健医療・福祉サービスの利用など、地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援を行います。



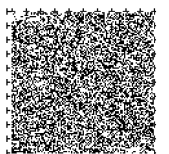
市・社協の主な事業・活動

項 目 名	内 容	担 当 課
広報・啓発活動の推進	更生保護活動を行っている保護司会・更生保護女性会等と連携を図り、市民に対し再犯防止に関わる取組の周知を図ります。また、「社会を明るくする運動（7月が強調月間）」を推進し、市民の参画を進めます。	・市 ・社会福祉協議会
就労の確保	ハローワーク等関係機関と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。	・市 ・社会福祉協議会
住居等の確保	生活困窮者窓口において、居住支援団体と連携し、安定した生活や住居の確保に向けた相談支援を行います。	・市 ・社会福祉協議会
保健医療・福祉サービスの利用促進	犯罪をした人等のうち、生活困窮者や各種医療・福祉サービスによる支援が必要な人に対して、適切な支援へつなげます。	・市 ・社会福祉協議会
学校等と連携した修学支援の実施	各学校及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、様々な問題や悩みを抱える児童・生徒の相談に対応し、非行や犯罪の未然防止に努めます。 また、児童・生徒に対し「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通じて、犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。	・市 ・社会福祉協議会
民間協力者の活動の促進	保護司会等と協力して、広く市民に対する更生保護の啓発や、保護司など民間ボランティア募集の呼びかけに対する協力を行います。また、面接場所の提供など、保護司活動に協力します。	・市 ・社会福祉協議会





第5章 計画の推進に向けて



1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズがあり、それに対応していくためには、社会福祉協議会をはじめ、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者・企業も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくよう努めます。

2 市・社会福祉協議会による計画の推進

市の施策については、全庁的に取組を行う必要がある施策や、庁内各課が緊密な連携を図る必要がある施策などについて、進行管理を行いながら推進を図ります。地域福祉計画に掲げた基本目標の推進に資するかどうかの観点から、各保健福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取組について検討を行っていきます。

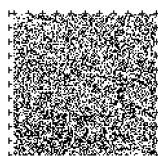
また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を市の施策を進める上での重要なパートナーと位置付け、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図っていくとともに、その地域福祉活動を支援し、協力して事業の実施を推進していきます。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命とする団体として、市と連携して本計画の推進役を担います。市民や各種団体、社会福祉を目的とする事業者との調整役として、本計画に対する理解と協力を求め、さらに本計画の活動に参画してもらいながら、本計画の推進を図ります。

3 福祉や介護のサービス事業者による計画の推進

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。



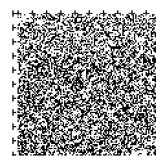
4 市民による計画の推進

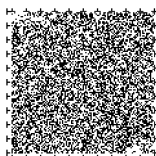
市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

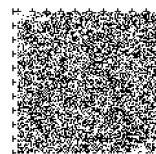
5 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、市民や福祉関係団体の代表、学識経験者などにより構成する地域福祉計画策定委員会において、進捗状況を評価し、ご意見をいただきながら、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。





資料編



1 小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

○小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 小郡市における地域福祉の充実・強化を計画的に推進するための小郡市地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画をいう。）及び小郡市地域福祉活動計画（以下「計画」と総称する。）並びに社会福祉法人が実施する地域公益事業（同法第55条の2第4項第2号に規定する公益事業をいう。第4条第3号において同じ。）に関し、必要な事項を協議し、又は意見を述べるため、小郡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(組織)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施する地域公益事業に関し、意見を述べること。
- (4) 前3号の目的を達成するために必要なこと。

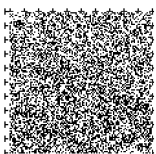
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、議事を進行する。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立するものとする。
- 3 委員会において必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。



（小郡市地域福祉計画策定推進会議の設置）

第7条 必要に応じ、委員会に小郡市地域福祉計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議の委員は、関係団体の代表者、市民福祉部長及び計画策定に関係する課の課長（室長を含む。）で構成する。
- 3 推進会議に議長を置き、市民福祉部長をもって充てるものとする。
- 4 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 議長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（報酬）

第8条 委員会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年小郡市条例第9号）の規定により支給する。

（庶務）

第9条 委員会及び推進会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会及び推進会議の運営に関して必要な事項は、それぞれ会長及び議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月21日から施行する。
- 2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は市長が行う。

附 則（平成27年5月29日規則第31号）

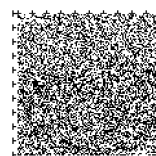
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月21日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

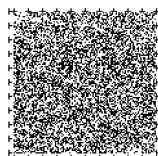
附 則（平成30年6月22日規則第19号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。



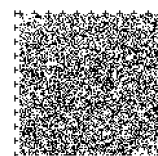
2 小郡市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	所属団体名	任期
中村 秀一 (会長)	学校法人真宗大谷学園九州大谷短期大学	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
森 勝則 (副会長)	社会福祉法人小郡市社会福祉協議会	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
島田 昇二郎	小郡三井医師会	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
平島 加代子	小郡市民生委員児童委員協議会	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
古賀 敏幸	特定非営利活動法人サポネットおごおり	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
熊手 須美子	小郡市老人クラブ連合会	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
野田 利郎	NPO法人しょうがい者と共に生きる 「みんなのかえるランド」	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
池田 恵子	小郡市子育て支援センターボランティア にこにこ	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日
佐藤 一弘	小郡市区長会	令和6年6月1日 ～令和7年11月23日
佐々木 登美子	小郡市ボランティア連絡協議会	令和5年11月24日 ～令和7年11月23日



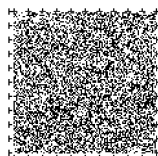
3 計画策定の経緯

開催日・期間	会議名など	内容
令和5年12月11日 ～12月29日	市民意識調査	・20歳以上の市民2,000名を対象に実施
令和6年4月～5月	分野別ヒアリング調査	・地域での見守り活動やサロン活動についてヒアリング
令和6年5月～6月	福祉座談会	・小学校毎に福祉座談を実施 ・テーマ ・地域における福祉課題 ・地域福祉活動の充実に向けて必要なこと ・今後取り組んでいくべきこと
令和6年11月14日	第1回 計画策定委員会	・各種調査結果の報告 ・計画骨子（体系）案について
令和6年12月23日	第2回 計画策定委員会	・計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和7年1月21日 ～2月10日	パブリックコメントの 実施	
令和7年3月26日	第3回 計画策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・計画（案）の決定について

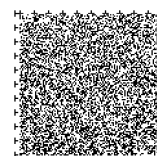


4 用語解説

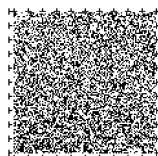
	用語	解説
あ 行	アウトリーチ	支援の対象者が居る場所に積極的に出向いて働きかけ、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
	アクセシビリティ	英語「Accessibility」。「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などの意味。
	アンビシャス広場	福岡県が実施する事業であり、子どもたちが気軽に立ち寄り、思い思いに活動しながら、幅広い世代の人とのコミュニケーションをとれる「居場所」を提供する事業。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイトを指す。
	NPO	「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念。
か 行	子育て支援センター	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する窓口。
さ 行	災害ボランティアセンター	被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティア受入れ等を行う。
	サロン活動	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す活動。
	自主防災組織	地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。



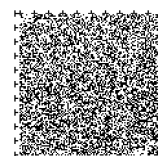
	用語	解説
	障害者手帳	【身体障害者手帳】…身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人が、各種の障がい福祉サービスを受けやすくするための手帳。 【療育手帳】…知的障がいのある人が各種の障がい福祉サービスを受けやすくするための手帳。 【精神障害者保健福祉手帳】…一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。 【自立支援医療受給者証】…心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を受けるためのもの。精神障害者保健福祉手帳と同時に申請される場合が多いが、受給の条件として、障害者手帳の所持の有無は問われない（自立支援医療制度のうち、更生医療は身体障害者手帳の所持者が対象者となる）。
	食生活改善推進員	市町村の主催する食生活改善推進員養成講座を修了後、食を通して地域の健康づくりのボランティア活動を行う人のこと。
	スクール カウンセラー	専門知識を活かし、学校現場で児童や生徒及び保護者、教職員に対し相談・支援を行う人。
	スクール ソーシャルワーカー	児童・生徒が生活のなかで抱えている様々な問題の解決を図る専門職。
	生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を有する人。
	成年後見制度	精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。
た 行	地域共生社会	高齢者・障がいのある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域の多様な主体とともに参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域生活支援拠点等 事業	障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を連携させながら、様々な支援を行うための機能を備えた拠点を整備し、取り組む事業。



	用語	解説
た 行	地域包括 ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療、介護を含む福祉サービスなどを関係者が連携、協力して地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。
	地域包括支援 センター	福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービス等様々な相談を受ける。
	DV	「domestic violence」の略称であり、「家庭内暴力」と訳される。主に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる身体的、心理的、性的暴力等を指す。
	同和問題	日本社会の歴史の過程で形づくられた身分制度に基づく差別により、国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けている、日本固有の人権問題。
な 行	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座や研修を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して支援を行う者。
は 行	8050 問題	80 代の親が 50 代の子どもの世話をすることであり、「ひきこもり」の長期高齢化、家族や本人の病気、親の介護、子どもの介護離職やリストラなど、さまざまな要因が考えられる。
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する者。
	福祉課題	この計画では、住民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。
	ふれあいネットワー ク活動	小郡市（＝地域）を 8 区の小学校区で分け、その小学校区を分けた 62 行政区（＝小地域）単位で福祉活動を行うこと。
	防災リーダー	地域において防災活動を率先して実践し、災害時対応の中心的な役割を担う者。
	保護司	犯罪や非行をした人たちが、社会復帰後再び犯罪を犯すことなく、スムーズに社会生活を営めるようその立ち直りを支える民間のボランティア。
	ボランティア連絡 協議会	市内のボランティア団体が加入し、活動の資質向上のための情報収集や、団体間の交流・連絡調整を行う機関。



	用語	解説
ま 行	民生委員・児童委員、主任児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねている。 「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ら 行	隣保館・集会所	人権・同和問題の啓発拠点及び地域福祉向上のための地域住民の交流拠点として、各種相談事業やあらゆる人権問題解決のための各種事業を行う施設。



第3次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画

令和7年3月

編集・発行 小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係
小郡市社会福祉協議会

【小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係】

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

TEL : 0942-72-2111 (代表) FAX : 0942-73-2555

【小郡市社会福祉協議会】

〒838-0126 福岡県小郡市二森 1167-1 小郡市総合保健福祉センター内

TEL : 0942-73-1120 FAX : 0942-72-5694

